資 料 編

1 計画策定の経過

平成15年3月 市民5,000人を対象にしたアンケート調査の実施

平成15年5月 地域福祉計画策定委員会委員の推薦依頼及び一般公募

平成15年7月 地域福祉計画策定委員会設置・第1回会議開催

(学識2名、関係団体推薦19名、一般公募8名)

議題:委員長・副委員長の選出他

第1回地域福祉研修会開催

演題:「いま、なぜ地域福祉か」 講師:東京大学 武川正吾 助教授

平成15年8月 第2回地域福祉計画策定委員会開催

議題:高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 障害者施策に関する計画の概要説明他

平成15年10月 第3回地域福祉計画策定委員会開催

議題:社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の概要他

平成15年10月 第1回地区懇談会開催

~11月 ○東部地区:11月23日(日) 習志野台公民館 56人

○西部地区:10月19日(日) 塚田公民館 23人○南部地区:10月19日(日) 中央公民館 29人○北部地区:11月23日(日) 三咲公民館 54人○中部地区:10月26日(日) 新高根公民館 35人

平成15年11月 第 4 回地域福祉計画策定委員会開催

議題:市民アンケート調査の解説他

地域福祉計画ポストカード作成

平成15年12月 第 5 回地域福祉計画策定委員会開催

議題:分科会の設置及び座長・副座長の選出他 〇第1分科会:心をつなぐ地域づくり分科会 〇第2分科会:楽しく暮らせる地域づくり分科会 〇第3分科会:安心して暮らせる地域づくり分科会

地域福祉計画ニュース第1号発行

第1回地域福祉計画策定委員会公募委員勉強会開催

平成16年1月 第2回地域福祉計画策定委員会公募委員勉強会開催

第1回地域福祉計画策定委員会委員長・副委員長・分科

会座長・副座長・学識委員打ち合わせ会開催

平成16年1月 第1回地域福祉計画策定委員会分科会開催

平成16年2月 第2回地域福祉計画策定委員会分科会開催

地域福祉計画ニュース第2号発行

平成16年2月 第2回地区懇談会開催

~ 3月 ○東部地区: 2月28日(土)薬円台公民館 61人

○西部地区: 3月21日(日)法典公民館 47人○南部地区: 3月21日(日)宮本公民館 43人○北部地区: 2月28日(土)八木が谷公民館 56人○中部地区: 3月13日(土)夏見公民館 34人

平成16年3月 関係団体へのヒアリング調査実施

~4月 〇船橋市自治会連合協議会

- ○船橋市民生児童委員協議会
- ○船橋市老人福祉施設連絡協議会
- ○船橋市障害者福祉施設連絡協議会
- ○船橋市ボランティア連絡協議会
- ○市内に主たる事務所を有するNPO

平成16年4月 第2回地域福祉計画策定委員会委員長・副委員長・分科

会座長・副座長・学識委員打ち合わせ会開催

第6回地域福祉計画策定委員会開催議題:各分科会からの中間報告他

平成16年5月 第4回地域福祉計画策定委員会分科会開催

平成16年6月 第5回地域福祉計画策定委員会分科会開催

平成16年7月 地域福祉計画ニュース第3号発行

地域福祉計画検討委員会設置・第1回会議開催 (福祉サービス部長及び37課・所の所属長) 議題:地域福祉及び地域福祉計画の概要他

第2回地域福祉研修会開催

演題:「地域福祉は、まちづくり」 講師: 淑徳大学 松崎泰子 教授

NPO法人地域福祉研究室 渡邉洋一 代表

第3回地区懇談会開催

○東部地区: 7月24日(土) 飯山満公民館 53人○西部地区: 7月31日(土) 西部公民館 35人○南部地区: 7月31日(土) 海神公民館 43人○北部地区: 7月24日(土) 松が丘公民館 64人○中部地区: 7月25日(日) 高根台公民館 36人

平成16年7月 第6回地域福祉計画策定委員会分科会開催

平成16年8月 第3回地域福祉計画策定委員会委員長・副委員長・分科

会座長・副座長・学識委員打ち合わせ会開催

第7回地域福祉計画策定委員会開催

議題:各分科会での検討内容について他

地域福祉計画策定委員会案作成

平成16年9月 第7回地域福祉計画策定委員会分科会開催(第1分科会のみ)

第2回地域福祉計画検討委員会開催

議題:地域福祉計画策定委員会案の修正他

平成16年10月 第8回地域福祉計画策定委員会開催

議題:地域福祉計画検討委員会修正箇所の検討他

平成16年11月 地域福祉計画素案作成

平成16年11月 パブリックコメント実施

~12月

「地区懇談会のまとめ」作成

(町会・自治会の回覧版にて各家庭に回覧)

平成16年12月 第 9 回地域福祉計画策定委員会開催

議題:パブリックコメントの結果について他

平成17年2月 第10回地域福祉計画策定委員会開催

議題:地域福祉計画案の決定について他

平成17年3月 船橋市地域福祉計画完成

広報ふなばし地域福祉計画特集号の発行(3月15日号)

平成17年4月 船橋市地域福祉計画施行

2 地域福祉計画策定のための市民アンケート

Ⅰ調査の概要

(1)調査名:地域福祉推進に関わるアンケート調査

(2)調査期間:平成15年3月1日~3月18日

(3)調査方法:郵送配布、郵送回収

(4)主な調査項目

①基礎的な事項(回答者属性)について

②地域との関わり合いについて

③ボランティア・NPO活動について

④福祉施策について

(5)調査対象者抽出方法および調査票回収率

母集団を船橋市在住者とし、調査対象者の抽出にあたっては、15歳以上の5,000名の対象者を東部地域、西部地域、南部地域、北部地域、中部地域の人口に比例して配分し、無作為に抽出しました。

各地域の調査対象者数、有効回収数、有効回収率は下記の表に示すとおりです。

調査対象者数および調査票回収結果

| 地 域 名 | | 調査対象者数 | 有効回収数 | 有効回収率 | | |
|---------|---|--------|-------|--------|--------|--------|
| 東 | 部 | 地 | 域 | 1,405名 | 438票 | 31. 2% |
| 西 | 部 | 地 | 域 | 1,075名 | 317票 | 29. 5% |
| 南 | 部 | 地 | 域 | 855名 | 254票 | 29. 7% |
| 北 部 地 域 | | 915名 | 271票 | 29. 6% | | |
| 中 | 部 | 地 | 域 | 750名 | 225票 | 30.0% |
| 合 | | | 計 | 5,000名 | 1,505票 | 30.1% |

Ⅱ集計結果

〔記号の見方〕

F・・・・回答者の特徴を把握するための設問

n=・・・その設問に対する回答総数(単位:件)

NA・・・その設問に対する無回答数(単位:%)

基礎的な事項について

F 1. 性別はどちらですか。(○は1つだけ)

n=1, 505 NA=1. 3%

1. 男性40.5% 2. 女性58.2%

F 2. あなたの年令は。(平成15年1月1日現在でお答えください)(○は1つだけ)

n=1, 505 NA=0. 1%

1. 15歳~19歳 3.9%

5.50歳~59歳 16.6%

2. 20歳~29歳 8.2%

6.60歳~64歳 11.6%

3. 30歳~39歳 14.4%

7. 65歳~74歳 21.4%

4. 40歳~49歳 13.6%

8.75歳以上 10.2%

F 3. 船橋市に居住して何年経過していますか。(○は1つだけ) n=1,505 NA=0.4%

1. 5年未満 32.2% 4. 20年~29年 17.7% 2. 5年~9年 7.7% 5. 30年~49年 22.9% 3. 10年~19年 13.2% 6. 50年以上 5.9%

F 4. あなたを含め同居されている家族構成を伺います。(○は1つだけ)

n=1, 505 NA=0. 7%

1. 単身19.0%2. 夫婦のみ27.9%3. 親・子の二世代家族41.5%4. 親・子・孫の三世代家族7.2%5. その他3.7%

F 5. ご職業は何ですか。(○は1つだけ)

n=1,505 NA=0.1%

| | , | |
|-----|--------------------------|--------|
| 1. | 農林漁業・商工業・専門職等の自営業 | 4.0% |
| 2. | 会社員(正規社員) | 16.3% |
| 3. | 会社や団体等の法人の役員 | 2.0% |
| 4. | 公務員・団体職員(正規職員) | 7.2% |
| 5. | 臨時職員・パート・アルバイト・派遣等の非正規社員 | 13.3% |
| 6. | 専業主婦(年金生活の場合は8に○) | 14.9% |
| 7. | 学生 | 4.4% |
| 8. | 年金生活者 | 32. 2% |
| 9. | 無職 | 4.3% |
| 10. | その他 | 1.3% |

F 6. あなたの通常の生活圏(通勤・通学先等も含む)の範囲はどこまでですか。 (○は1つだけ)

n=1, 505 NA=0. 6%

1. 船橋市内 58.0% 2. 千葉県内(船橋市外) 20.4% 3. 千葉県外 21.0%

F 7. あなたの卒業した小学校はどちらですか。(○は1つだけ)

n=1, 505 NA=1, 3%

1. 船橋市内 15.5% 2. 千葉県内(船橋市外) 15.1% 3. 千葉県外 68.0%

地域との関わり合いについて

問1. 隣近所(歩いていける程度の範囲)にどの程度のお付き合いの方がいますか。 (○は1つだけ)

n=1, 505 NA=0. 1%

| 1. | 何かで困ったときにはなんでも相談し助け合える人がいる | 15.0% |
|----|---------------------------------|--------|
| 2. | なんでも相談し助け合えるとまではいかないが、内容によっては | |
| | 困ったときに相談し助け合える人がいる | 27.0% |
| 3. | 立ち入った助け合いや相談事はしないが世間話をする程度の人はいる | 22. 1% |
| 4. | 世間話などはしないが挨拶をする程度の人はいる | 19.7% |
| 5. | ほとんど近所付き合いはない | 16. 1% |

問1-(1) 問1で「3」、「4」、「5」を選択した方に伺います。

立ち入った助け合いや相談事をしない、挨拶程度で話をしない、あるいは、近所付き合いがないのはなぜですか。具体的にお書きください。

- ●転居して間もないため隣近所との付き合いが浅い。
- ●仕事等で忙しいため隣近所と付き合う時間がない。
- ●転居して間もない上に、仕事で忙しく隣近所の人に会う機会がない。
- ●マンション等集合住宅であるため隣近所と接する機会がない。
- ●子どもが成長した、あるいは、いないため隣近所と接する機会がない。

- ●生活時間が異なるため隣近所と接する機会がない。
- ●ほとんど外出しないため隣近所と接する機会がない。
- ●自治会や趣味の活動などが不活発で隣近所と接する機会がない。
- ●隣近所と接する機会がない・顔を合わせることがない。
- ●ハンデがあり隣近所との付き合いが難しい。
- ●家庭環境や年齢が異なると付き合いづらい。
- ●どのような人かわからないので付き合いづらい。
- ●特定の団体や組織と関わりたくない。
- ●各世帯のプライバシーの問題もあり、他人事に深入りしすぎて面倒なことになるのを避けたい。
- ●家庭内や自分のことを他人に知られたくない。
- ●真面目に相談に乗ってくれる人はなく、相談事の内容を隣近所に言いふらされるだけ。
- ●わがままな人や偏見を持つ人が多く、新参者は町内会にも入りにくい。
- ●住民間の連帯感が乏しい。
- ●近所付き合いが煩わしい。
- ●最も親しい人は隣近所以外にいる。
- ●比較的近い距離に親、子、兄弟等の親族が住んでいるのであまり隣近所と深く付き合う必要性を感じない。
- ●隣近所と深く付き合う必要性を感じない。
- ●助けや相談相手を必要としたことがない。
- ●隣近所との付き合いは妻や家族に任せている。
- ●単身赴任中、転勤族等のため船橋市との関わりが少ない。
- ●老人ホームに入所中。
- ●寮・社宅に入居中。
- 問1-(2) 問1で「3」、「4」、「5」を選択した方に伺います。

あなたは、これまでに、何か困ったときに、隣近所に助け合える人がいれば良いと思った ことがありますか。(○は1つだけ) n=871 NA=2.3%

- 1. 思ったことがある 44.0%
- 2. 思ったことがない 53.7%
- 問1-(2)-① 問1-(2)で「1」を選択した方に伺います。

あなたは、これまでに、どのようなときに、隣近所に助け合える人がいれば良いと思いま したか。具体的にお書きください。

- ●病気・けが等のとき
- ●高齢・障害により介助等の支援が必要なとき
- ●留守にするとき
- ●地域の情報が必要なとき
- ●子育て上の問題が生じたとき
- ●悩み事があるとき・一人では心細いときなど話し相手がほしいとき
- ●万一、災害や犯罪被害にあったとき
- ●冠婚葬祭のとき
- ●町内会行事などのとき
- ●様々な突発的事態が生じたとき
- 問2. 祭り、盆踊り、清掃・美化活動、サークル活動、旅行といった町会・自治会・公民館・老人会等による隣近所での活動には、どのように参加したいと思いますか。(○は1つだけ) n=1,505 NA=0.2%

| 1. 企画・運営者として積極的に参加したい | 2.5% |
|---------------------------|--------|
| 2. 熱心な人の企画・運営の手伝いとして参加したい | 7. 2% |
| 3. 企画・運営してくれる人がいれば参加したい | 14. 8% |
| 4. 時間に余裕があれば参加したい | 37. 4% |
| 5. あまり参加したいと思わない | 23. 7% |
| 6. まったく参加したいと思わない | 7. 1% |
| 7. わからない | 7. 1% |

ボランティア・NPO活動について

問3. これまでにボランティア団体やNPOで、労力を提供する側として活動したことがありますか。(○は1つだけ)

n=1, 505 NA=0.0%

| 1. | 現在活動している | 8.3% |
|----|----------------------------------|--------|
| 2. | 現在活動しているが、その他に以前活動していて今はやめた活動もある | 1.5% |
| 3. | 以前活動していたが現在はまったく活動していない | 13. 1% |
| 4. | 今までに活動したことはない | 77. 1% |

問3-(1) 問3で「1」、「2」を選択した方に伺います。

現在、どのような活動をしていますか。(○はいくつでも)

n=148 NA=1, 4%

| | n=148 NA=1.4% | |
|-----|-------------------------------|--------|
| 1. | 高齢者支援に関する活動 | 26. 4% |
| 2. | 障害者支援に関する活動 | 13.5% |
| 3. | 子育て支援や母子福祉に関する活動 | 11.5% |
| 4. | 健康づくり・医療に関する活動 | 8. 1% |
| 5. | 地域の清掃・美化や地域起こしに関する活動 | 23.0% |
| 6. | 防犯・交通安全に関する活動 | 8. 1% |
| 7. | 消防・防災・災害支援に関する活動 | 4. 7% |
| 8. | 自然環境保護に関する活動 | 8. 1% |
| 9. | 公害防止・リサイクルに関する活動 | 6.8% |
| 10. | 教育問題・趣味や生涯学習の指導・学術研究の振興に関する活動 | 15.5% |
| 11. | 各種スポーツ指導に関する活動 | 10.8% |
| 12. | 青少年育成・支援に関する活動 | 9.5% |
| 13. | 芸術・文化振興や伝統継承に関する活動 | 8. 1% |
| 14. | 国際交流・国際協力に関する活動 | 6.8% |
| 15. | 消費者問題に関する活動 | 2.0% |
| 16. | 人権・女性問題に関する活動 | 2.0% |
| 17. | 平和の推進に関する活動 | 5.4% |
| 18. | その他 | 5.4% |
| | | |

問3-(2) 問3で「2」、「3」、「4」を選択した方に伺います。

活動をしなくなった、活動したことがないのはなぜですか。具体的にお書きください。

- ●仕事などで忙しく時間に余裕がない。
- ●学生時代は活動していたが、就職してからは活動しなくなった。
- ●経済的に余裕がない。
- ●自分や家族のことで精一杯で気持ちに余裕がない。
- ●家族の介護等で手一杯。
- ●子どもや孫の世話で手一杯。
- ●ボランティア活動と出会う機会・きっかけがなかった。
- ●ボランティア活動やボランティア団体等に関する情報がない。
- ●健康面・体力面で無理。(高齢者・障害者など)
- ●あまり興味や関心がない。
- ●自由時間は趣味など自分の好きなことをしていたい。
- ●「仕事」(自己の束縛)と「趣味・娯楽」か「休養」(自己の解放)という時間の使い方をするしかない状況。
- ●子どもが成長し地域との関わりが薄れ活動しなくなった。
- ●活動方針等考え方の違いにより活動しなくなった。
- ●転居したため活動しなくなった。
- ●団体行動や付き合いが苦手。
- ●一人で参加するのは心細い。
- ●転入して間もない・地域に馴染めない。
- ●転勤族なので地域と深く関わることが難しい。

- ●特定の政治団体や宗教団体とのつながりを持つ組織・悪質な団体とは関わりたくない
- ●家族の理解が得られない
- ●気楽に引き受けられる仕事ではない
- ●よかれと思ってしたことが仇になることもある
- ●自分自身が暗い気持ちになってしまう
- ●自腹を切ってまでは活動したくない
- ●子どもの学校関係の活動はしている
- ●個人的に活動している
- ●助け合いは自然な形で行いたい
- ●活動できる時間帯や曜日に限りがある
- ●妻に任せている
- ●バリアフリー化の方が優先課題
- ●定年後など今後は活動してみたい

問3-(3) 問3で「3」、「4」を選択した方に伺います。

今後、ボランティア団体やNPOで労力を提供する側として活動してみたいと思いますか。(\bigcirc は1つだけ)

n=1, 357 NA=0. 1%

| 1. 活動してみたいと思う | 7. 4% |
|---------------------|--------|
| 2. 条件が整えば活動してみたいと思う | 41. 5% |
| 3. 活動してみたいと思わない | 16.0% |
| 4. わからない | 35. 0% |

問4. これまでにボランティア団体やNPOの提供するサービスを利用したことがありますか。 (○は1つだけ。福祉公社、生きがい福祉事業団のサービスはのぞきます。)

n=1, 505 NA=7. 2%

| 1. | 利用したことがある | 4. 5% |
|----|--------------------|-------|
| 2. | 利用したいと思うが利用したことはない | 3. 3% |
| 3. | 利用したことはない | 85.0% |

問 5. 今後、ボランティア活動・NPO活動や市民の自主的な活動等を活性化するためには、何が必要だと考えますか。(\bigcirc は主なもの 5 つ以内)

n=1, 505 NA=2, 0%

| | n=1,505 NA=2.0% | |
|-----|--------------------------------|--------|
| 1. | 学校教育で重要性を教える | 26.8% |
| 2. | 社会教育で啓蒙活動を行う | 10.4% |
| 3. | 表彰を行うなど社会的な評価を高める | 2.9% |
| 4. | ある程度強制的な参加体制をつくる | 2.9% |
| 5. | 行政主導で組識づくりを進める | 3.8% |
| 6. | 若年層の参加を促進する | 17. 7% |
| 7. | 元気な高齢者の参加を促進する | 23.9% |
| 8. | 地域内の交流を深め良好な人間関係を構築し自然な共同意識の昂揚 | |
| | を促進する | 14. 2% |
| 9. | 身近な地域で気軽に参加できるボランティア団体等を育成する | 26. 2% |
| 10. | 友人や家族と参加できる活動を増やす | 11. 2% |
| 11. | 興味や関心を持てるような内容にする | 20.3% |
| 12. | 時間的に負担の少ない活動内容にする | 19. 1% |
| 13. | 体力的に負担の少ない活動内容にする | 8.0% |
| 14. | 人間関係が負担にならないようにする | 24. 3% |
| 15. | 活動の中で趣味や特技、専門知識を生かせるようにする | 25.9% |
| 16. | 交通費等の実費を支払うようにする | 12.8% |
| 17. | 小額でも報酬が支払われるようにする | 9.4% |
| 18. | ポイント制や地域通貨などにより、自分自身が必要なときにもボラ | |
| | ンティアのサービスを受けることができるようにする | 16.0% |
| | | |

| 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. | 活動資金や物品等を補助する 身近な地域に活動拠点を設置する 事故があったときの補償体制を整備する 知識・技術を有する人材やリーダーの養成を促進する 事業内容等に関するPRを拡充する 情報提供窓口を一本化する 企業に対して労働時間の短縮やボランティア休暇・休職制度等の普 及を要請する 企業に対して資金援助を要請する 各ボランティア組識間の連携を強化する その他 とくにない・わからない | 5. 6% 15. 4% 10. 7% 11. 0% 13. 9% 6. 5% 9. 2% 3. 5% 2. 7% 0. 9% 14. 3% |
|--|---|--|
| 問6. | 地域福祉の促進を目的として活動している「船橋市社会福祉協議会」をごで(○は1つだけ) n=1,505 NA=3.6% 1. 存在も活動内容も知っている 2. 存在だけは知っている 3. 存在も活動内容も知らない | 存知ですか。 9.1% 34.7% 52.6% |
| 1. | 船橋市社会福祉協議会が、ボランティアの養成や研修などを目的に設置し、ボランティアセンター」をご存知ですか。(○は1つだけ) n=1,505 NA=3.6 存在も活動内容も知っている存在だけは知っている存在だけは知っている存在も活動内容も知らない | ている「船橋市 4.8% 22.0% 69.6% |
| 1. 2. | 船橋市内の23の地区コミュニティーに設置され、地区内での交流やたすける活動を行っている「地区社会福祉協議会」をご存知ですか。(○は1つたn=1,505 NA=3.6%存在も活動内容も知っている存在だけは知っている存在も活動内容も知らない | |
| 1. 2. 3. 4. 5. | -(1) 問8で「1」を選択した方に伺います。 どのような「地区社会福祉協議会」の活動をご存知ですか。(○はいくつで n=1,505 NA=1.2% ふれあいサロン ミニデイサービス 地域福祉まつり たすけあい活動(家事援助) 地区広報紙・ニュース その他 | 30.5% 48.5% 44.9% 40.1% 60.5% 4.8% |
| 問 9 . 1. 2. | 施策について あなたは、現在、毎日の生活の中で生きがいを感じて暮らしていますか。 (○は1つだけ) n=1,505 NA=2.2% 感じている まあまあ感じている | 27. 0% 46. 2% 20. 3% |

20. 3% 4. 3%

あまり感じていない
 感じていない

問10. 生きがいづくりのために大切だと思うことは何ですか。具体的にお書きください。

- ●自分なりの目標を持ち、積極的に取り組むこと。
- ●趣味など自分の好きなことに夢中になること。
- ●仕事をすること。
- ●自分の存在や行動の価値が認められていると実感できること。
- ●人との交流を持つこと。
- ●子どもや孫の成長。
- ●健康であること。
- ●ゆとりがあること。
- ●生きていること自体の幸福・自分を知ること。
- ●思いやりや感謝の気持ちを持つ。
- ●共感する心を持つ。
- ●生きがいは個人的な問題なので行政が関わる問題ではない。
- ●生きがいとは意識してつくるものではない。
- 問11. 最近、問題となっている様々なマナー(ごみの不法投棄、駅周辺の放置自転車、歩きたばこ、禁止場所での携帯電話等)対策について、あなたはA、Bどちらの考え方に賛同しますか。(○は1つだけ) n=1,505
 - A. 行政や管理者が繰り返し注意を呼びかけるが、基本的には個人のモラルに任せるのがよい。
 - B. 法律や条例で罰金などの罰則を規定し、厳しく取り締まるのがよい。 NA=4.1%

| 1. | Aに賛同する | 13. 2% |
|----|----------------|--------|
| 2. | どちらかというとAに賛同する | 15. 2% |
| 3. | どちらかというとBに賛同する | 28. 4% |
| 4. | Bに賛同する | 39. 1% |

問12. バリアフリー(高齢者や障害者が支障なく生活できる環境)のまちづくりを進めるために 必要と思われることをお答えください。(○は3つ以内)

n=1.505 NA=0.3%

| | 11-1, 505 NA-0. 576 | |
|-----|---------------------|--------|
| 1. | 段差のない広い歩道の整備 | 59.6% |
| 2. | 案内標識・音声や誘導ブロック等の設置 | 6.4% |
| 3. | 駅へのエレベーター設置・ホームの改善 | 33.6% |
| 4. | 日常の足となる公共交通機関の整備 | 26.8% |
| 5. | 電車・バス等の車両の改善 | 7.0% |
| 6. | スーパー等店舗の改善 | 4.5% |
| 7. | 公共施設の改善 | 9. 2% |
| 8. | 歩道の放置自転車等の撤去 | 37. 2% |
| 9. | 車椅子対応の駐車場やトイレの整備 | 13. 4% |
| 10. | 自宅の改修(段差解消や手すりの設置等) | 10.4% |
| 11. | 盲導犬・聴導犬等の育成 | 7. 4% |
| 12. | 気軽に助け合える意識づくり | 35. 7% |
| 13. | 就学・就労機会の差別撤廃 | 7. 1% |
| 14. | その他 | 3.4% |
| 15. | とくにない・わからない | 4.5% |

問13. 今後、船橋市では高齢化が急速に進み、2010年頃にはほぼ市民の5人に1人が65歳以上のお年寄りになると予測されており、福祉サービス需要のさらなる増大や多様化が見込まれています。これに対し、平等・公平が原則である行政サービスでは、個々のニーズに対し、きめ細かくかつ迅速に対応することは難しく、また、財政的な面からも十分な福祉サービスの提供が困難になるものと考えられます。そうした中で、あなたは将来的に福祉サービス提供のあり方がどうあるべきだとお考えですか。(○は1つだけ)

n=1, 505 NA= 0.7%

| | 福祉は行政が行うべきものであり、たとえ大幅な増税になってもすべて国・県・市が担うべきだ | 17. 9% |
|------|---|------------------|
| | 隣近所の連携を高め、隣近所の中で助け合うようにし、住民自身が福祉の中心的な担い手となるべきだ。 | 14. 8% |
| 3. | ある程度広い地域の中での低料金による対応を可能とするため、ボランティア団体・NPO等の活動を活性化し、それらが福祉の中心的な担い手となるべきだ | 36. 5% |
| 4. | 有料による対応でもかまわないので、優良な民間事業者の育成を図り | |
| 5. | それらが福祉の中心的な担い手となるべきだ わからない | 16. 7% 13. 4% |
| 問14. | 船橋市が、福祉関連の分野で特に力を入れて取り組むべき施策をお答え (○は3つ以内) | ください。 |
| 1. | n=1,505 NA= 0.2% 既存組織のネットワーク化(連携・協力体制の確立、内部情報の共有 | |
| | 化、総合相談窓口の整備) | 12. 1% |
| | 地域資源の活用(人的資源・公共施設・民間施設の活用) | 16. 7% |
| | ボランティア意識の醸成(学校教育の充実、社会教育の充実) | 12. 7% |
| | ボランティア団体やNPO等への支援体制の拡充(設立・運営の支援) 地域交流事業の促進(地域情報の発信、世代間交流の活性化、地域交 | 11. 6% |
| ٥. | 流イベントの支援) | 5. 2% |
| 6. | 生きがいの創造(生涯学習の推進、サークル活動の支援、起業・就業 | |
| _ | の支援、ペットと暮らせる街づくり) | 18. 9% |
| | 健康の保持・増進を図る健康づくり | 18. 1% |
| | 移動の自由の確保のための街のバリアフリー化 移動の自由の確保のためのコミュニティバスの運行 | 13. 8% 7. 2% |
| | 高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策 | 7. 2% 34. 7% |
| | 障害者が安心して暮らせる在宅福祉施策 | 8. 4% |
| | 子育てが安心してできる子育て支援施策 | 17. 9% |
| | 急病でも心配ない医療体制の整備 | 43. 5% |
| | 生活困窮者への経済的支援施策 | 6. 4% |
| | 国民健康保険・介護保険など保険事業の安定的運営 | 20. 2% |
| 16. | 福祉関連の優良事業者の育成 | 8.3% |
| 17. | 人権の擁護(プライバシーの確保、問題の早期発見体制の確立) | 5.4% |
| | その他 | 1.7% |
| 19. | とくにない・わからない | 4. 9% |
| 問15. | 下記のサービスの中で、現在、または将来、利用したいと思うサービス(○はいくつでも)また、選択したそれぞれのサービスについて、いくしてもよいと思いますか。(それぞれ○は1つだけ)n=1,505 NA=0.1% | · · · · · · |
| 1 | 相談や話し相手(1時間あたり)31.8% n=479 NA=1.4% | |
| ١. | 0円 ~250円 ~500円 ~750円 ~1,000円 1,000円 | 月~ わからない |
| | 26. 5% 18. 8% 33. 0% 6. 3% 9. 6% 2. 19 | |
| 2. | 一人暮らしの高齢者等の見守り(1ヶ月あたり)50.6% n=762 NA=1.7 0円 ~1,000円 ~2,000円 ~3,000円 ~5,000円 5,000円 | |
| | 9. 2% 15. 9% 12. 6% 24. 8% 22. 2% 8. 49 | |

~1,000円 1,000円~

0.4%

6.3%

わからない

1.6%

3. 配食サービス(1回あたり) 55.7% n=838 NA=0.9%

~500円

50.1%

~750円

11.8%

~250円

26.3%

0円

2.6%

| 4. | 食事の用意や片づけ(1時間あたり) 38.0% n=572 NA= 0.9% 0円 ~250円 ~500円 ~750円 ~1,000円 1,000円~ 4.5% 20.1% 38.6% 18.4% 13.8% 2.3% | |
|-----|---|--------------------------------------|
| 5. | 掃除・洗濯等の代行(1時間あたり) 43.7% n=658 NA= 1.5% O円 ~250円 ~500円 ~750円 ~1,000円 1,000円~2.7% 14.3% 41.3% 19.8% 17.0% 2.3% | |
| 6. | 日用品の買い物や病院での薬の受け取りの等の代行(1時間あたり)46.7% | |
| | n=703 NA= 1.1% 0円 ~250円 ~500円 ~750円 ~1,000円 1,000円~ 3.6% 21.2% 40.3% 14.7% 15.6% 2.1% | |
| 7. | 外出の付き添い (1時間あたり)37.3%n=562NA= 1.1%0円~250円~500円~750円~1,000円1,000円~4.8%13.7%36.3%14.1%24.2%4.4% | |
| 8. | 留守番(1時間あたり) 29.1% n=438 NA= 0.6% 0円 ~250円 ~500円 ~750円 ~1,000円 1,000円~ 7.3% 27.2% 38.8% 12.3% 10.3% 3.0% | |
| 9. | 入浴等の身体の介護(1時間あたり)45.2% n=681 NA= 1.1%0円 ~250円 ~500円~750円 ~1,000円 1,000円~2.1% 6.8% 27.8% 14.2% 32.6% 12.9% | |
| 10. | 子供の送迎・一時預り(1時間あたり) 27.4% n=413 NA= 1.0% 0円 ~250円 ~500円 ~750円 ~1,000円 1,000円~ 2.9% 15.3% 33.4% 16.9% 22.5% 6.1% | |
| 11. | ペットの一時預かり(1日あたり) 29.1% n=438 NA= 0.7% 0円 ~500円 ~1,000円 ~1,500円 ~2,000円 2,000円~ 3.4% 27.9% 28.3% 7.3% 20.1% 10.7% | |
| | 学習や活動機会の提供(1時間あたり) 30.9% n=465 NA= 0.4% 0円 ~250円 ~500円 ~1,000円 ~2,000円 ~ 2,000円~ 8.0% 15.7% 35.3% 29.2% 6.5% 1.9% | |
| 13. | とくにない・わからない 22.5% n=338 | |
| | 6.「地域通貨」とはどのような通貨か知っていますか。(○は1つだけ) n=1,505 NA= 3.8% . 知っているし利用したこともある | 0.7% |
| 3 | 2. 知っているが利用したことはない 3. 聞いたことはあるが詳しくは知らない 4. まったく知らない | 16. 1% 26. 7% 52. 7% |
| 問1 | 7. 今後、「地域通貨」を利用したいと思いますか。(○は1つだけ) | |
| 3 | n=1,505 NA= 0.1% 1. 興味があり利用したい 2. 興味はあるが利用したいとは思わない 3. 興味がなく利用したいとも思わない 4. わからない | 18. 2% 17. 5% 12. 2% 52. 0% |

3 策定委員会

1. メンバー構成

市民の視点から地域福祉計画を策定するため、学識委員と市民委員のみの構成とし、行政の委員は加わらない策定委員会を設置しました。

船橋市地福祉計画策定委員会委員一覧

| No | 委員種別 | 所 属 | J | 体 | 等 | 分科会 | 氏 | | 名 |
|----|-------------|--------|-------|----------|------|-----|------------|------|-----|
| 1 | 第1号委員 | 淑徳大学地 | 域福祉研 | 究会 | | 第2 | 0 | 松崎 | 泰子 |
| 2 | (学識経験者) | | | | | 第3 | | 渡邉 | 洋一 |
| 3 | 第2号委員 | 船橋市民生 | 児童委員 | 協議会 | | 第1 | 0 | 西内 | 繁行 |
| 4 | (市民組織代表者) | 船橋市自治 | 会連合協 | 議会 | | 第2 | \Diamond | 三井 | 隆志 |
| 5 | | 船橋市老人 | クラブ連 | 合会 | | 第2 | | 内田 | かね |
| 6 | | 船橋市ボラ | ンティア | '連絡協 | 議会 | 第1 | \Diamond | 井出 | 國博 |
| 7 | | 船橋市身体 | 障害者福 | 祉会 | | 第2 | | 大﨑 | 弘子 |
| 8 | | 船橋市手を | つなぐ育 | 成会 | | 第2 | • | 清水 | 宏晏 |
| 9 | 第3号委員 | 船橋市社会 | 福祉協議 | 会 | | 第3 | | /]\] | 博仁 |
| 10 | (社会福祉関係事業者) | 船橋市地区社 | 土会福祉協 | 協議会(5 | 東地区) | 第3 | | 早辺 | 宗彦 |
| 11 | | | // | ([| 西地区) | 第1 | | 熱田 | 啓爾 |
| 12 | | | // | ([| 南地区) | 第1 | | 本田 | 始 |
| 13 | | | // | (= | 比地区) | 第3 | | 若山 | 正一 |
| 14 | | | // | (中: | 夬地区) | 第3 | \Diamond | 本木 | 次夫 |
| 15 | | 船橋市老人 | 福祉施設 | 連絡協 | 議会 | 第3 | | 上野 | 克也 |
| 16 | | 船橋障害者 | 自立生活 | センタ | _ | 第3 | | 宮尾 | 修 |
| 17 | | 船橋市障害 | 者福祉施 | 設連絡 | 協議会 | 第 2 | | 斉藤 | 航二 |
| 18 | | 船橋市私立 | 保育園協 | 議会 | | 第1 | | 伊藤 | 行郎 |
| 19 | | 船橋市私立 | 幼稚園連 | 合会 | | 第1 | | 高橋 | 清仁 |
| 20 | 第4号委員 | 船橋市医師 | 会 | | | 第3 | | 鵜澤 | 龍一 |
| 21 | (医療関係者) | 船橋歯科医 | 師会 | | | 第2 | | 大沢 | 有輝 |
| 22 | 第5号委員 | 一般公募に | よる選考 | <u>,</u> | | 第3 | ♦ | 岩田 | 博通 |
| 23 | (市民委員) | | // | | | 第1 | | 蠣﨑 | 亮 |
| 24 | | | // | | | | | 岸 | 伸明 |
| 25 | | | // | | | 第1 | | 髙山 | 博之 |
| 26 | | | // | | | 第3 | | 西川 | 則雄 |
| 27 | | | // | | | 第1 | 0 | 藤田 | 敦子 |
| 28 | | | // | | | 第1 | | 古宮は | はる江 |
| 29 | | | // | | | 第2 | | 山村君 | 点之進 |

◎=委員長 ○=副委員長 ◇=分科会座長 ◆=分科会副座長

※第1分科会の副座長は藤田副委員長になります。 岸委員は都合により分科会への参加はありません。

2. 議論の経過

策定委員会では、平成15年7月の第1回会議から、平成17年2月の計画案取りまとめまでの間に、10回の会議を開催するとともに、3つの分科会を設置し、市民の視点から地域福祉計画案を作成しました。

船橋市地福祉計画策定委員会の経過

○第1回会議 開催日時:平成15年7月23日

主要議題:委員長・副委員長の選出

○第2回会議 開催日時:平成15年8月28日

主要議題:福祉3計画(高齢者・介護保険・障害者)の解説

○第3回会議 開催日時:平成15年10月7日

主要議題:社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の概要

○第4回会議 開催日時:平成15年11月18日

主要議題:市民アンケート結果の解説

○第5回会議 開催日時:平成15年12月24日

主要議題:分科会の設置及び座長・副座長の選出

○第6回会議 開催日時:平成16年4月28日

主要議題:各分科会からの報告

○第7回会議 開催日時:平成16年8月31日

主要議題:各分科会からの報告及び策定委員会案の取りまとめ

○第8回会議 開催日時:平成16年10月26日

主要議題: 庁内の検討委員会による修正個所の検討

○第9回会議 開催日時:平成16年12月22日

主要議題:パブリックコメントの結果について

○第10回会議 開催日時:平成17年2月2日

主要議題:計画案のとりまとめ

3. 分科会の設置

市民の視点から地域福祉計画を策定するため、3つの分科会を設置し19回に及ぶ会議を開催しながら、各分科会ごとに独自の様式のワーキングシートを作成して議論を積み重ねてきました。

本計画書の基礎となっている策定委員の自由な意見を知っていただくため、次ページよりワーキングシートを掲載します。(ワーキングシート作成後の議論により複数の項目の統合や項目の新設、表記の変更等があったため、計画に記載された内容と異なっているところもあります。)

○第1分科会:心をつなぐ地域づくり分科会

○第2分科会:楽しく暮らせる地域づくり分科会

○第3分科会:安心して暮らせる地域づくり分科会

| - 1 |
|---------------|
| |
| 11 |
| 44 |
| 1 |
| |
| |
| · / \ |
| .11. |
| -11 |
| |
| |
| ワーキングシ |
| D |
| |
| |
| |
| 0 4 科金) |
| QH. |
| |
| 22 |
| 11/2 |
| 作 |
| - 47 |
| $\overline{}$ |
| -0 |
| |
| |
| 300 |
| |
| |
| 45 |
| 44 |
| نعد |
| 本 |
| |
| V |
| |
| |
| N |
| |
| - \ ' |
| (7かりなぐ 岩類 グヘ |
| 140 |
| |
| |
| . = |
| \sim |
| |
| AL |
| AF. |
| |
| 223 |
| 115 |
| 1 4 科 4 |
| - 42 |
| |
| _ |
| 細 |
| 2 Hb |
| |

第145年、ごかしたぐ 岩海 グヘコ 454年

| K | | 名 - J 作用・ごう J・4 人 高級 ノ くりが 上 H | - | 1 | | 1.00 |
|----------|----------------|--------------------------------|----------------|---|----------------|----------------|
| 中項目 | 小項目 | 課題・問題に | 個人・町会で実行 | 地区社協が美行 | 施設寺地域で実行 | 行政が美行 |
| | 悍 | ○地域福祉のリーダーが少な | ○地域福祉リーダーの発掘・研 | ○地域福祉リーダーの研修・発 | ○地域福祉リーダーの研修・発 | ○地域福祉リーダーの養成及び |
| | ⇒ し | | ə | 描 | 描 | 認定 |
| | 衣 | ○思いやりの心が薄れている | ○先輩の話を聞く場の設置 | ○福祉学習の機会を設ける | ○施設利用者及び関係者の意識 | ○解りやすい福祉施策の展開 |
| | ρχ | ○地域サークルの活用が不十 | 〇スポーツ団体指導者の意識改 | 〇地域に密着した福祉サービス | 改革 | ○福祉総合ハンドブック作成 |
| | 神岭 | 尔 | 抽 | の展開 | 〇福祉学習の機会を設ける | |
| | 態の | ○生きがいを感じる場が少な | | 〇地域サークルの活用 | | |
| | ; KX | | | 〇目的意識を共有する部会制の | | |
| \prec | <u></u> | ○福祉=高齢者・障害者の意 | | 導入 | | |
| ٨ | | 識が強い | | | | |
| J | \ \ | ○ボランティアの窓口が解り | ○掲示板の活用 | 〇ボランティア案内窓口の開設 | 〇ボランティア案内窓口の開設 | ONPO・ボランティア立ち上 |
| \prec | レン | (1 < 1) | 〇日常生活の中でボランティア | 〇地区社協執務員の研修 | 〇介護講習の実施 | げ支援 |
| Ĭζ | ΛΙΚ | ONPO等の立ち上げ・運営 | 意識を育む | (第3分科会の社会福祉協議 | ONPO・ボランティア団体の | ○ボランティア情報の提供 |
| , 4 + | ⊢ Γ | に関する情報が必要 | 〇ボランティアニーズの把握 | 会・地区社会福祉協議会の改 | 立ち上げ・運営のノウハウを | ○ボランティア登録窓口の一元 |
| 丑 | 、梔: | ○助けあいの心が薄れている | | 革へ移動) | 提供する | 7) |
| れ | 熊の | ○気軽に参加できる活動が少 | | ○ボランティア学習の機会を設 | | ○市職員のボランティア意識の |
| ŲП | (四) | ない | | († 3 | | 四架 |
| 1(| 栄 | | | 〇有償ボランティアの検討 | | |
| ` | | | | ○個人の知識・経験・専門的技 | | |
| 型 | | | | 術を活かせて気軽に参加でき | | |
| 鄿 | | | | る機会を設ける | | |
| (| | 〇体験に基づいた福祉学習が | ○地域や行政が開催する学習の | 〇福祉イベントの開催 | 〇各種福祉イベントの開催 | ○福祉モデル校の設定 |
| 3 | | 不足している | 場への参加 | 〇PTAとの連携 | 〇施設の開放 | ○体験学習・ふれあい教育の推 |
| 氫 | ·张 | 〇触れ合おうとする心が薄れ | ○隣近所の人への挨拶 | ○高齢者・障害者との交流事業 | ○地域住民を対象とするサービ | 重 |
| 垇 | | 2112 | ○躾の大切さを再認識する | (立場を超えた交流の活性化 | スの提供 | ○公民館の福祉プログラムの充 |
| ! | | 〇各教育主体の連携不足 | ○地域の子ども達への声かけ | へ移動) | | 美 |
| | 414 | ○家庭での躾が不十分 | | | | 〇市民大学の福祉プログラムの |
| | 細 | ○協働による活動が少ない | | | | 充実 |
| | <u>.</u> € | | | | | 〇出前講座の充実 |
| | } | | | | | ○委員会等への青少年の参加促 |
| | | | | | | 進 |

| (実行 | 他域の施設・空き部屋・空き 后舗の活用や出前による楽し い場づくりを行う 子育て支援 地域文化づくり(伝承)支援 総合計画に基づき住んでよ かったと思えるまちづくりを 推進する 地域コーディネーターの認定 | トによる地域情ートセンターの | 地域通貨情報の提供 モデル地区の指定による立ち 上げ支援 地域通貨半位の公募 地域通貨単位の公募 (単位の公募は立ち上げる主 体が実施すべきことであるた |
|----------|--|--|--|
| 行政が実 | ○地域の施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前による楽しい場づくりを行う ○子育て支援 ○地域文化づくり(伝承)支援 ○総合計画に基づき住んでよかったと思えるまちづくりを推進する ○地域コーディネーターの認定 | ○広報紙の充実○インターネットによる地域情報の発信○市民活動サポートセンターの周知・拡充 | ○地域通貨情報の提供 ○モデル地区の指定による立ち 上げ支援 ○地域通貨半位の公募 (単位の公募は立ち上げる主 体が実施すべきことであるた め、地域で実行の欄へ移動) |
| 施設等地域で実行 | ○地域の施設・空き部屋・空き 店舗の活用や出前による楽し い場づくりを行う ○新米パパ・ママのサポート ○地域コーディネーターの発 掘・育成 | ○コンドニの活用○インターネットによる地域情報の発信 | ○地域通貨情報の把握○事務局設置の検討○地域通貨による有償サービスの導入(地域通貨の対象となるサービスは、基本的に有償サービスとなるため記載せず) |
| 地区社協が実行 | ○地域の施設・空き部屋・空き 店舗の活用や出前による楽し い場づくりを行う ○新米パパ・ママのサポート ○身近な場所でのディサービス ○地域コーディネーターの発掘・育成 ○地区社協自体が地域コーディネーターの発売・ ○地区社協自体が地域コーディネーターの発売・ ○地区社協自体が地域コーディネーター機能を担う ○ピア(仲間・同じ立場)による心のケア(立場を超えた交流の活性化に移動) | ○学校の情報を掲載○バソコン講習会の開催○地域新聞の発行○インターネットによる地域情報の発信 | ○地域通貨情報の把握○事務局設置の検討○地域通貨による有償サービスの導入○コミュニティ再生に活用 |
| 個人・町会で実行 | ○地域の施設・空き部屋・空き 店舗の活用や出前による楽し い場づくりを行う○各種プロジェクトチームの発 足○地域に対する愛着を持つ○ふるさとを語る会の実施 | ○回覧版の活用 ○会報・会誌の発行や福祉マップの作成 ○会報・会誌の発行や福祉マップの作成 ○緊急連絡カード・福祉票の作成 ○インターネットの活用 | ○地域通貨情報の把握○助け合いの意識を持つ(全ての項目に該当するため 記載せず) |
| 課題・問題点 | ○外出し易い楽しい場が少ない いる福祉施設が縦割りになっていて横の連携が取れていない の新米パパ・ママが一人で不安を抱えながら子育てをしている しな郷と思える街になっていない。 | ○隣近所のことを良く知らない い ○福祉ネットワークが不十分 ○市民活動サポートセンターが十分に活用されていない ○情報の伝達方法が少ない ○サラリーマン世帯を活かしまれていない | ○地域通貨に対する理解不足○どの範囲で導入するか○事務局をどこに設置するか○発行に伴う費用負担をどうするかするか |
| 小項目 | 出会いの仕組みづくり | 地域情報の発信・交換 | 地域通貨の導入検討 |

| ١ | 4 | はする |
|---|--------|-------------|
| i | Ĥ | Ę |
| | 1 | R |
| ì | | , |
| | | |
| ٠ | (| ١ |
| į | ė | 9 |
| 1 | Ų | ŋ |
| ı | Ξ | 3 |
| ٠ | 4 | Ė |
| ۰ | ٠ | ٦ |
| ı | ٥ | , |
| | | |
| | | |
| | ĩ. | インコアル |
| | į | ď |
| | 1 | 6 |
| | 11 | 4 |
| | さった | はつり |
| | がんした。 | くって |
| | いっぱつけい | |
| | これがした。 | () () () () |
| | ・ドガした | € C . |
| | ・ドガした | とうとは、日本に |
| | ・ドガした | かくせいとはずる |

| 中頃 小項目 課題 | 課題・問題点 | 個人・町会で実行 | 地区社協が実行 | 施設等地域で実行 | 行政が実行 |
|--|-----------------------|------------------------|------------------------------|----------------------------|----------------------------------|
| ○世代を超えた交流を行う機 ○世代会がない。 | ○世(7.1% | ○世代間交流イベントの開催及 7/参加 | ○世代間交流イベントの開催 (ふれあい発言大会等) | ○世代間交流イベントの開催 (地域マル伝承等) | ○世代を超えた助け合い意識の |
| て区分する意識 |) | 100 | | | した ○世代間交流教育の推進 ○世代間交流施設の拡充 |
| ○様々な面での世代間格差が | | | | | (世代間交流を目的とする公 |
| 問題になってきている | | | | | 共施設は無く、公民館の整備 |
| | | | | | といった社会教育施設の整備 |
| | | | | | と捉えて第2分科会の生涯学 |
| | | | | | 習の推進へ移動) |
| | ○障害 | ○障害者を知る | 〇相手を知るための学習会の開 | 〇相手を知るための学習会の開 | ○障害者・高齢者・ホームレス |
| ホームレス等に対する知識│○高齢シ | ○部幣 | 〇高齢者を知る | 無 | 催 | 等に対する理解の促進 |
| が不足している | _ - - - - | 〇ホームレスを知る | | ○専門的知識・技術を持つ事業 | (ホームレスは第3分科会の |
| (第) | (第3 | (第3分科会ホームレス対策 | | 者等による出前講座の開催 | ホームレス対策に移動のた |
| · の検 | の検問 | の検討へ移動) | | | め、高齢者・障害者を知る学 |
| | | | | | 習会の開催として記載) |
| | | | | | ○広報紙による情報提供 |
| | | | | | |
| ○岩域により校消イベントの ○解治庁 | □とを記し | ○騒近所で連れ立ってのイベン | ○イベント情報のPR | 〇イベント情報のPR | ○交流イベントへの支援 |
| 実施に格差がある ト参加 | 卜参加 | | ○交流イベントの開催・充実 | ○交流イベントの開催・充実 | ○既存イベントの見直し |
| ○参加者が少ない、マンネリ│○コーラ | | ○コーディネーターの発掘・育 | ○葛ボヴヘシ | ○施設・バス等の活用 | (交流イベントを実施してい) |
| 化 决 | 赵 | | | | るのは地域であることから、 |
| ○健康づくりへの働きかけが│○愛犬ノ | ○ 樹木/ | ○愛犬パトロール等防犯・防災 | | | 地域で実行の欄へ移動) |
| 不十分 利用 | 利用 | | | | ○参加促進のための広報による |
| (第2 | (第2 | (第2分科会動物と共生でき | | | 四発 一 |
| A | る ま 4 | るまちづくりへ移動) | | | |

| _ |
|---------------|
| $\overline{}$ |
| ш |
| 7 |
| 1 |
| 11 |
| 7 |
| # |
| Ψ. |
| |
| 7 |
| - |
| |
| 411 |
| ;; |
| # |
| 少 料 外 |
| <u> </u> |
| <u> </u> |
| V |
| へ帯の中の地域がく |
| 1 |
| 材. |
| 웊 |
| 10 |
| 140 |
| 申 |
| 0.1 |
| lml/- |
| ## |
| V |
| - |
| <u>~</u> |
| 账 |
| が、 |
| 714 |
| 41 |
| 动 |
| 2 分形 |
| \mathcal{K} |
| 2 |

| サーバ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | | |
|---|------------|-----------|------------|---------------|----------------|---------------|
| | | 個人・町金レベルで | 地域で協働して計画 | て計画・実行すること | 事業所(医療、在支、施設等) | 行政が計画・実行 |
| т Т | II Fi | 計画・実行すること | 小学校区程度の地域で | 23地区で | が計画・実行すること | すること |
| 生きがいの創造 | 生涯学習の推進 | ○地域や行政が開催 | 〇公民館・児童 | 〇地区社協の各事業部の自 | 〇生涯学習情報のP | ○ふなばし一番星プランの推 |
| <課題> | <課題> | する生涯学習の場 | ホーム・福祉セ | 立支援活動への参加(第 | Œ | 東 |
| 〇十分な社会参加が行われて | 〇生涯学習事業が知ら | への積極的な参 | ンターの企画へ | 3 分科会の社会福祉協議 | ○講演会・フォーラ | 〇小・中学校の休日及び空き |
| いない | れていない | 加・協力 | の参加・協力 | 会・地区社会福祉協議会 | ムの開催 | 教室の活用 |
| ○地域における仲間づくりを | ○気軽に参加できる体 | ○情報の提供と積極 | 〇町会・自治会会 | の充実・強化へ移動) | ○開かれた事業所づ | ○地域のお年寄りをゲスト |
| どのように進めていくか | 制づくりができてい | 的な参加 | 館等で生涯学習 | 〇生涯学習情報のP R | U > | ティーチャーに招く |
| 〇ボランティア活動への参加 | ない | 〇生涯学習情報のP | 事業への参加を | ○社協による老人クラブ支 | ○高齢者•障害者等 | ○各学校で福祉クラブを設置 |
| 者数が少ない | | <u>~</u> | 促す | 援(1-(2)サークル | の暮らしに役立つ | (第1分科会の家庭・学校・ |
| ○心のゆとりを持てる環境を | | ○高齢者の知識・経 | ○子ども達との交 | 活動の支援へ移動) | 情報の発信 | 社会教育における福祉活動 |
| 実現する | | 験を生かす | 流の促進 (第1 | ○ジュニアスポーツクラブ | | の充実へ移動) |
| ○誰かに求められている充足 | | 〇生涯続けていける | 分科会の世代間 | の立ち上げ | | ○一定の年齢を迎えた方を対 |
| 感や誰かの役に立っている | | 趣味を持つ | 交流の推進へ移 | ○地域の教育力の活用(第 | | 象とする総合的な情報提供 |
| 充実感をどう実現するか | | | 動) | 1分科会の家庭・学校・ | | 〇市民大学卒業生の活用 |
| ○行政が実施する生涯学習事 | | | | 社会教育における福祉活 | | |
| 業の情報の周知が不十分 | | | | 動の充実へ移動) | | |
| ○様々な主体が実施する学習 | | | . = = . | 〇地域の世代間交流 (第1 | | |
| の機会の周知が不十分 | | | | 分科会の世代間交流の推 | | |
| 〇地域の中で様々な活動を行 | | | | 進へ移動) | | |
| う際に障害者が活動の中心 | サークル活動の支援 | ○町会・自治会によ | 〇町会・自治会館 | ○地区社協による老人クラ | 〇サークル活動への | ○小・中学校の休日及び空き |
| となれるよう健常者がサ | <課題> | るサークル活動支 | の開放 | ブ支援 | 支援 | 教室の活用 |
| ポートする体制作りが必要 | 〇会場確保の困難化 | 斑 | 〇子供と大人が交 | 〇福祉まつりの開催 (第1 | | 〇公民館による文化祭の開催 |
| ○元気な高齢者がどのように | 〇誰でも参加できる | ○地域のサークル活 | 流できるサーク | 分科会の世代間交流の推 | | ○サークル活動の場の確保 |
| 社会貢献していくか | サークル活動づくり | 動への積極的参加 | ル活動の実施 | 進へ移動) | | ○長期活動サークルの公民館 |
| ○就業を考えている市民への | ○リーダーの掘り起こ | 〇老人クラブへの加 | OPTAの協力に | ○非営利セクターの拡大に | | 優先利用(条例上難しいた |
| 職業斡旋体制を拡充する必 | ٦ | 入促進(地域が行 | よる休日の遊び | 取り組む団体への支援 | | め記載せず) |
| 要がある | 〇学校開放の促進 | うことへ移動) | 教室の開催 | (第3分科会の市民活動・ | | 〇サークル活動情報の発信 |
| ○起業を考えている市民のサ | | 〇自宅の開放 | | 組織の活性化へ移動) | | |
| ポート体制ができていない | | | | 〇子供と大人が交流できる | | |
| | | | . — — . | サークル活動の実施 | | |

| 4 | ľ |
|------------------|---|
| 17.EX | ţ |
| 1 | |
| 7 | |
| / | / |
| ブポギルオい叫く | ١ |
| \$ | |
| ŧ | |
| N | Ç |
| # | |
| 1 | |
| 押 | K |
| \ | |
| | 1 |
| ` 一 兴 ・ | |
| • | ٠ |
| 4 | ŀ |
| ű | ţ |
| 型っ 小別 | |
| C | |
| 姐 | Ę |

| ゎ ∠ ガ付云・未しへ春りでの地場 ノヽ゚゚゚゚゚゚ ソガ付云 | の地域ノヘッガイ対 | | | | | 100. Z |
|---------------------------------|------------|--------------|------------|----------------|----------------|---------------|
| - - | 된 | 個人・町会レベルで | 地域で協働して計画 | ∵計画・実行すること | 事業所(医療、在支、施設等) | 行政が計画・実行 |
| | 小垣目 | 計画・実行すること | 小学校区程度の地域で | 23地区で | が計画・実行すること | すること |
| 〇ペットとの共生を図るため | 起業・就業の支援 | 〇仕事をとおした生 | ○情報の収集(記 | ON P O等による女性の就 | ○高齢者・障害者等 | ○NPOの立ち上げ支援(第 |
| の都市施設・マナー・理解 | <課題> | きがいづくり | 載) | 業支援 | の受け入れ態勢の | 3 分科会の市民相談への支 |
| がオナダ | ○女性の就業機会が少 | ○情報の収集 | ○育児講演会の開 | ○コミュニティビジネスへ | 整備 | 援へ移動) |
| ○盲導犬・聴導犬・介助犬が | ない | ○新たな向こう三軒 | 催 (第1分科会 | の取り組み | ○起業者へのノウハ | ○商工振興ビジョンの推進 |
| 活躍できる環境づくり | ○受け入れ事業所の確 | 両隣関係の構築 | の出会いの仕組 | | ウの供与 | ○内職の斡旋 |
| | 米 | (第1分科会の福 | みづくりへ移 | | | 〇就業情報の提供 |
| | ○起業者の発掘 | 祉意識の改革へ移 | 動) | | | ○魅力有る生きがい福祉事業 |
| | 〇女性・高齢者・外国 | 動) | ○小さなコミュニ | | | 回しくじ |
| | 人の活用 | | アィづくりの猫 | | | 〇高齢者就業相談の拡充 |
| | 〇出産・育児に伴う経 | | 剰 | | | |
| | 済的・体力的負担感 | | | | | |
| | の解消 | | | | | |
| | 〇シルバー優先雇用が | | | | | |
| | 可能か | | | | | |
| | 動物と共生できるまち | ○散歩を活用した防 | ○環境の整備(行 | ○困り事を含めたペット情 | | ○条例に基づくマナーの向上 |
| | づくり | 犯パトロール | 政が行うへずし | 報の収集・発信 | ペット情報の収 | ○ドックランの設置 |
| | <課題> | ○ペットを通した地 | とへ移動) | | 集·発信 | 〇飼い主への教育 |
| | ○施設入所とペットの | 域分消 | ○マナー遵守の衡 | | ○ペットの一時預か | ○盲導犬・聴導犬・介助犬に |
| | 触れ合い | ○ペットの一時預か | 世 | | 7 | 対する市民の理解を深める |
| | ○ペットを介した廃組 | りが可能になる関 | | | ○ペットによるセラ | ○盲導犬・聴導犬・介助犬の |
| | の育成 | 承 づくり | | | ピー効果の活用 | 出入り可能範囲の拡大 |
| | ○飼い主のマナーの悪 | 〇盲導犬・聴導犬・ | | | 〇盲導犬・聴導犬・ | |
| | 14 | 介助犬に対する理 | | | 介助犬の育成 | |
| | 〇鳴き声・臭い・衛生 | 解を深める | | | | |
| | の問題 | 〇盲導犬・聴導犬・ | | | | |
| | ○動物嫌いな人との共 | 介助犬育成への協 | | | | |
| | 卅 | £ | | | | |
| | 〇盲導犬・聴導犬・介 | | | | | |
| | 助犬の確保及び共存 | | | | | |
| | のための知識の普及 | | | | | |

資料編

第2分科会:楽しく暮らせる地域づくり分科会

| | | 個人・甲ペフスプル | 地域でמ働しる | 地域で協働して計画・実行すること | 事業所(医療、存支、施設等) | 行政が計画・実行 |
|---------------|-------------|-----------|------------|--|---|----------------|
| 中項目 | 一種目 | | 小学校の程度のおばい | | が計画・単行中のドイ | -L |
| 毎日ジィニ | | | | ;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;; |) / j j j j j j j j j j | |
| 健康しても | 健康日本21への取り組 | ○健康予智の場への | | 0ヘルスケア・トンタルケ | こくアイケア・トン | ○健ヤかフラン21の推進 |
| <課題> | た | 参加 | | アイベントの開催 | タルケアイベント | ○医療機関の紹介マップ作成 |
| 〇定期健康診断記録の保管 | <課題> | ○誕生日検診の受診 | | ○健康講習会等の企画・開 | の開催 | 〇健康診断受診意識の啓発 |
| 〇規則正しい生活の普及 | | 徹底 | | 典 | ○健康学習の場の確 | ○保健・福祉・医療の総合的 |
| 〇バランスの取れた食生活の | | ○歩け歩け運動への | | 〇生き生き体操の導入 | 米 | な相談体制の確立 (第3分 |
| 普及 | | 参加 | | ○地域に根ざした診療を行 | ○事業者•医療関係 | 科会保健・福祉の総合相談 |
| ○運動不足の解消をどのよう | | ○各種講習会等への | | う医療機関を地域で育成 | 者による健康相談 | 窓口の整備へ移動) |
| に進めていくか | | 参加 | | 43 | 〇巡回検診の拡充 | ○検診票の個別配布 (2~3 |
| ○心の健康のフォロー体制の | | 〇木一ムドクターの | | | ○医療関係の学生に | 年毎) |
| 整備 | | 確保 | | | よる健康訪問相談 | ○禁煙の場の拡大 |
| 〇生活習慣の改善 | | 0ライフステージに | | | ○飲食店によるバラ | |
| ○生活習慣病に対する知識不 | 同左 | 応じた学習の場の | | | ンスのとれたメ | |
| 四 | | 提供 | | | ニューの提供 | |
| ○身近に相談できる専門家が | | ○徒歩・自転車の利 | | | ○病診連携の強化 | |
| 少ない | | 用促進 | | | 〇市民の選択基準と | |
| ○寝たきりにならない介護予 | | 〇歯の健康管理 | | | なる医療機関情報 | |
| 防の充実 | | ○歯磨きの励行 | | | の提供 | |
| | | ○適切な睡眠とスト | | | | |
| | | レス解消 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| ١ | 4 | ŀ | 1 |
|---|----------|---|---|
| i | 4 # 1 | ţ | |
| | | F | |
| | | 5 | ١ |
| | ` | | |
| | \ # | 2 | 8 |
| ì | Š | | |
| | Ŧ | 7 | |
| | 1 | | J |
| | į | 2 | ١ |
| | ブ世科トルゴー | K | |
| | \ | / | , |
| | | |) |
| | × | Ì | |
| | • | | |
| | <u>۷</u> | t | |
| | י | ŧ | |
| | c | | Į |
| | クロボンの時 | | |

| 中項目 | 11177、128の17年、8十二月17日 | | | - 1 | - 1 | | |
|---|-----------------------|------------|------------|------------|--------------|----------------|---------------|
| # 1 | Æ | 쌜 | 個人・町会レベルで | 地域で協働して | て計画・実行すること | 事業所(医療、在支、施設等) | 行政が計画・実行 |
| まちのユニバーサルデ ○通行阻害に関係す ザイン化 る積極的な情報提 く課題> 供 ○遊送の粧幅 ○道路の清掃・整理・ ○歩道の整備 ○位別 ○野差の解消 イン学習の場 ○野産の解消 イン学習の場 ○原数のボリアフリーが 中ルデザ 不十分 ○商設会駐車・駐輪 ●を表生車やよぶ野 を動手段の確保 ○高齢者・障害者等 ●を動工協力する (大工は時間がかかる) ○の移動に協力する の移動に協力する のボ大 のるよう付き合い を広める 交通不便地域の拡大 を広める を広める (を対しして入事業が) 不十分 でいない (水ランティアによる) 移送途上の事故に対 移送途上の事故に対 株 | Ķ | Ϋ́, | | 小学校区程度の地域で | 23地区で | が計画・実行すること | すること |
| ザイン化 る積極的な情報提供 く課題> 供 () 道路の拡幅 () 道路の清掃・整理・ () 5 歩道の整備 () 道路の清掃・整理・ () 5 歩数 単数 () 道路の清掃・整理・ () 5 歩数 車・駐輪 () 違法駐車や迷惑駐 () 2 大分 () () () () () () () () () () () () () (| 動の自由の確保 | まちのユニバーサルデ | ○通行阻害に関係す | Oボランティアに | ○ボランティアによる通行 | ○駐車場・駐輪場の | ○まちづくり環境整備指針・ |
| く課題> ○道路の拡幅 ○道路の抗幅 ○道路の指標・透理・ ○段差の解消 ○1二パーサルデザイン学習の場 ○違法駐車・駐輪 ○違法駐車・駐輪 ○は必パリアフリーが 本十分 ○応めパリアフリーが 本十分 ○応記・ ○応記・ ○原語・ ○の表す・ ○の表す・ ○の表す・ ○の表す・ ○の表す・ ○の表は・ ○の表す・ ○の表す・ | | サイン化 | る積極的な情報提 | よる通行障害の | 障害の排除及び行政への | 整備 | 都市計画マスタープラン・ |
| ○ | 高齢者・障害者の移動を考 │ | <課題> | 世 | 排除 | 排除要請 | ○施設のユニバーサ | 移動円滑化基本構想の推進 |
| | 割したまちづくりができて | ○道路の拡幅 | ○道路の清掃・整理・ | | ○バリアフリー勉強会の開 | ルデザイン化 | ○公共施設のパリアフリー化 |
| | いない | 〇歩道の整備 | 危険物の排除 | | 供 | ○バリアフリーに配 | ○バリアフリーニーズの把握 |
| ○異降設備の普及 ○違法駐車・駐輪 ○心のバリアフリーが 不十分 ○施設のユニバーサル 化には時間がかかる (株題) ○バス路線の廃止地域 ○方式大路線の廃止地域 ○方式大路線の廃止地域 ○方式路線の廃止地域 ○方式路線の廃止地域 ○方式路 ○ (大ない) ○移動の補助を気軽に ○ (大ない) ○ (大ない) | 戦しく歩けるまちづくりが | 〇段差の解消 | ()コニバーサルデザ | | | 慮した新規施設の | ○バリアフリー重点整備地区 |
| ○違法駐車・駐輪 ○心のバリアフリーが 不十分 ○施設のユニバーサル 化には時間がかかる (課題) ○がス路線の廃止地域 の拡大 ○高齢化の進展に伴う 交通不便地域の拡大 ○移動の補助を気軽に 頼める関係が作られ ていない ○移送・レビス事業が 不十分 ○ボランティアによる 移送途上の事故に対 | いないともと | ○昇降設備の普及 | イン学習の場 | | | 整備 | の抽出 |
| ○心のバリアフリーが 不十分 ○施設のコニバーサル 化には時間がかかる (では時間がかかる (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では) | 惟もが自由に移動できるこ | 〇違法駐車·駐輪 | 〇違法駐車や迷惑駐 | | | ○バリアフリーに関 | ○心のパリアフリーを実現す |
| ホ十分 ○施設のコニバーサル 化には時間がかかる 移動手段の確保 ○バス路線の廃止地域 ○方式路線の廃止地域 ○方本 ○高齢化の進展に伴う 交通不便地域の拡大 ○高齢化の進度に伴う 交通不便地域の拡大 ○高齢化の進度に伴う ○方本 ○方本 ○方本 ○下・シティアによる ○ボランティアによる 移送途上の事故に対 | との大切さを広く市民に認 | ○心のバリアフリーが | 車をしない | | | する相談の実施 | るための教育の充実 |
| (施設のユニバーサル 化には時間がかかる 移動手段の確保 <課題> (対ス路線の廃止地域 の が大 () のが大 () の動かイーで () を動の補助を気軽に 類める関係が作られ ていない () を数していない () を数サービス事業が 不十分 () 不十分 () ストク | 戦してもらうにとが必要 | 不十分 | | | | | 〇ユニバーサルデザインに基 |
| を動手段の確保 | 長寄り駅まで出る手段が確 | ○施設のユニバーサル | | | | | じくトイレの拡充 |
| 0 0 | 呆されていない | 化には時間がかかる | | | | | ○車椅子の通れる歩道の整備 |
| 0 0 | | | | | | | ○バリアフリー窓口の一本化 |
| 0 0 | | | | | | | ○電線の地中化 |
| 0 | | 移動手段の確保 | | | ○移動手段を提供するボラ | ○事業者所有バスの | 〇公共交通機関の無料化・低 |
| 0 | | <課題> | の移動に協力する | | ンティア団体・NPOの | 活用 | 額化(助成措置) |
| | | 〇バス路線の廃止地域 | ○気軽に手助けを頼 | | 立ち上げ | ○小型バスによる巡 | ○公共施設間のシャトルバス |
| | | の拡大 | めるよう付き合い | | | | 運行 |
| 交通不便地域の拡大 (多動の補助を気軽に 類める関係が作られていいない (1) ないいいない (1) を送けービス事業が不十分 (1) オナ分 (2) ボランティアによる 移送途上の事故に対 | | 〇高齢化の進展に伴う | を広める | | | 〇駐車場の整備 | ○輸送特区の検討 |
| ○移動の補助を気軽に 類める関係が作られ ていない 〇移送サービス事業が 不十分 〇ポランティアによる 移送途上の事故に対 移送途上の事故に対 | | 交通不便地域の拡大 | | | | ○移送サービス事業 | ○移送サービスに伴う補償制 |
| 頼める関係が作られ ていない 〇移送サービス事業が 不十分 〇ボランティアによる 移送途上の事故に対 | | ○移動の補助を気軽に | | | | の立ち上げ | 度の検討 |
| ていない 〇移送サービス事業が 不十分 〇ボランティアによる 移送途上の事故に対 | | 頼める関係が作られ | | | | | 〇交通補助員の設置 |
| ○移送サービス事業が 不十分 ○ボランティアによる 移送途上の事故に対 | | ていない | | | | | |
| ホナ分 〇ボランティアによる 移送途上の事故に対 | | ○移送サービス事業が | | | | | |
| 〇ボランティアによる 移送途上の事故に対 | | 不十分 | | | | | |
| 移送途上の事故に対 | | Oボランティアによる | | | | | |
| | | 移送途上の事故に対 | | | | | |
| する補償体制がない | | する補償体制がない | | | | | |

| | 第3分科会(心をつなぐ地域づくり分科会) | 4会)ワーキングシート |
|---|--|--|
| 第3分科会:安心して暮らせる地域づくり分科会 | .づく り分科会 ■地域活動の視点から見た必要なサービス〜地域福祉を推進するために〜 | ス〜地域福祉を推進するために〜 No.1 |
| | 107条の1:地域における福祉サービスの適切な利用の促 | スの適切な利用の促進~利用者主体のサービスの実現~ |
| 検討項目 | 課題・問題点 | 施策・対応策(考え方のポイント) |
| 1:相談・情報入手体制の確保 | ①本庁以外での保健・福祉の相談窓口がない。会は特力の組織・団体からの情報が一手がよれていた。 | ①縦割り行政から横断的な行政へ変換⇒行政側の相談窓口設置(福祉ワンス ト … オキービュ空口) 記署 |
| | (統合化の視点で) | |
| | | 41脇・地心在脇かてのお口を担う(他の担い于りかに(候別) ②住民が必要としている情報及び施策・制度を共有、ネットワーク化すべき組 |
| | | 織や団体の具体的な確認⇒地域の在宅介護支援センターと地区社協を軸とし |
| <i>፡</i> ፡፡ ፡ ፡ ፡ ፡ ፡ ፡ ፡ ፡ ፡ ፡ ፡ ፡ ፡ ፡ ፡ ፡ ፡ | | |
| 2:高酷者对束 | (1)高齢者バワーの活用 | (1)民生委員を中心とした「地域福祉員制度」を設置⇒50世帯に1名程度を選出 |
| | ・趣味やサークル活動のみに傾倒している現状 | し、そのグルーブ化を検討(仙台市、鎌ヶ谷市で既に実施) |
| | 豊富な社会経験と自由な時間の活用 | ①生きがいとなる仕事の提供=有償ボランティアの検討 |
| | ・学校教育の場に高齢者を | ①ボランティア育成につながるシニア実業大学の開設と高齢者(60歳以上)委 |
| | ②高齢者に対する施策 | 員会制度の検討 |
| | ・仲間、生きがいづくり | ①高齢者団体(グループ)に公民館等、地域内公共施設の管理運営委託制度を |
| | | 検討 |
| | | ①伝承遊びや地域の歴史・風土を子どもたちに伝える場の提供 |
| | | ②民間住宅・空き店舗を活用した軽費サロンの開設 |
| | | ②共同住宅 (コレクティブハウジング)、グループリビングに対する理解と普及 |
| | | ②高齢者同士による見守り活動の推進 |
| 3:子育て支援 | ①若い母親の子育てに対する不安と悩み | ①子育て支援センター及び地区社協が実施する子育てサロンの拡充と機能の充 |
| | ②不登校、いじめ、虐待、非行等に対する地域での対応 | ₽K |
| | ③子どもの教育に対する社会的な責任・関心の希薄化 | ①児童ホームの増設と子育て支援センター機能を各児童ホームに(児童ホーム |
| | | を子育て支援の地域拠点に)※放課後ルーム、主任児童委員との連携も視野 |
| | | Ŋ |
| | | ①ボランティアと障害者による共同作業所(授産施設)の開設=自立支援事業 |
| | | ②学校、行政、住民代表、児童委員等による常設の連絡会の設置 |
| | | ②悩みが共有でき、子育て情報の交換場所ともなる、親同士の「交流サロン」 |
| | | を公民館や児童ホーム、余裕教室等を利用して開設する |
| | | ③※地域で子どもの教育に関心を持つための具体策等については、次回以降検 |
| | | |
| | | |

第3分科会:安心して暮らせる地域づくり分科会

| とっとには、人につい中でしていた。といっては、 | 女はない。 | |
|-------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| | 107条の1:地域における福祉サービスの適切な利用の(| ける福祉サービスの適切な利用の促進~利用者主体のサービスの実現~ |
| 検討項目 | 課題・問題点 | 施策・対応策(考え方のポイント) |
| 4:障害者•難病患者対策 | ①潜在化する傾向があり、具体策がとりにくい | ①障害や難病専門のコーディネーター及びボランティアを養成し、地域内に相 |
| | ・地域社会が信頼されていない | 談・支援センターを設置 |
| | ②障害者や病気に対する理解不足 | ②小・中学校での障害者に対する理解を深める授業の推進⇒障害者を身近な存 |
| | ③当事者の積極的な地域への係わり | 在として感じる心を育てる |
| | | ②一般市民も加齢により、誰もが障害を持つ可能性があることの啓発⇒ノーマ |
| | | ライゼーションの普及 |
| | | ③「当事者」をサービスの受け手としてだけでなく、担い手としても捉える |
| | | ③地域の事業に積極的に参加⇒主催者の受入れ体制の整備と障害者自身の参加 |
| | | 意欲の醸成 |
| 5:ホームレス対策 | ①ホームレスの実態が不明確 | ①ホームレス調査の実施 |
| | ・地域住民の不安と防衛意識 | ②③行政による就労支援と住居確保、施設の設置(県と恊働、県下同一レベル |
| | ②何が支援策となるか | |
| | ③広域(県単位)対応の必要性 | ②ホームレス支援NPOを軸とした地域、行政との協働による支援策の検討 |
| | | ②就労指導等を終えたホームレスのボランティア参加 |

| 位金・20分201 | 2587、このコープ 107条の2. 密荷にだける社会語がを目的とせる重業の健会な発達>語が十一ポン併給体制の数備> | ・な発達しばか十一ドン供給休割の数備へ |
|----------------|---|-------------------------------------|
| | の木やと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 検討項目 | 課題・問題点 | 施策・対応策(考え方のポイント) |
| 1:優良な事業者の育成 | ①事業者・施設に宣伝 (PR) の場が少ない | ①社協・地区社協を利用したPR方法の検討 |
| | ②事業者・施設の評価と公表を | ①地域住民を取り込んだ協働事業の実施 |
| | | ②市民(地域住民)の評価が適正な競争につながる仕組み(第三者評価)の検 |
| | | |
| 2:地域医療体制の充実 | ①最新の医療・健康情報が常時手にはいるように | ②病診連携システムの制度化(診療所→2次→3次救急医療体制の整備) |
| | ②緊急時・終末期の医療体制 | ②ホスピスに対する正しい理解 |
| | ③「かかりつけ医」の普及 | ③④地域担当の保健師、地域内にある診療所と病院との連携による啓発施策 |
| | ④介護予防・リハビリの体制づくりを | (お茶の間健康相談等)の実施※地域が行う介護予防については、第2分科会 |
| | | の「健康づくり」での検討項目か |
| 3:サービス利用者の人権擁護 | ①人権・プライバシーについての共通認識 | ①具体的な認識を共有するための人権擁護マニュアルの作成 |
| | ②ボランティアの守秘義務の確保 | ②ボランティアへのプライバシー(個人情報)守秘義務の制度化検討 |
| | | ②苦情等の相談が出来る相談・支援員制度の充実 |

第3分科会:安心して暮らせる地域づくり分科会

| 名っとにない文でして中ででであるとくととにな | ストリンプロイ本 | 1 con |
|------------------------|---|--------------------------------------|
| 107条の3:地域におけ | 107条の3:地域における社会福祉に関する活動への住民の参加の促進=地域住民、 | 、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等への支援= |
| 検討項目 | 課題•問題点 | 施策・対応策(考え方のポイント) |
| 1:理念と制度改革 | ①福祉に対する市民意識の改革 | ①ボランティアによる地区社協内の小単位(地域)連絡会の設置(住民ニーズ |
| ①個人の尊厳を守り、安心して暮らせる | ②小単位(世帯)による支えあい・いたわり合いの必要 | の収集=個別訪問等による実態把握) |
| お挟じへり | 性についての再認識 | ①②地域の福祉にかかわる全ての組織・団体・機関による協力体制の構築と各々 |
| ②小単位住民組織活動の充実 | ③自助・共助・公助の役割の明確化が不十分 | の役割の明確化及び情報の提供 |
| ③自助・共助努力、そして公助サービス | | ①②地域通貨制度の検討(第1分科会) |
| の融の | | ②小単位(世帯)の共助・助け合いグループ構想の具体的検討 |
| | | ②役割分担の明確化によるサービスの再分配 |
| 2:社協・地区社協の改革 | ①職員及び地区社協執務員の意識改革とレベルアップ | ■以下の施策は活動計画に盛り込まれるべき施策であるが、理想的な社協像を |
| ~社協・地区社協を育てるために~ | ②自主財源の確保と認知度アップ | 実現してもらうため、行政計画に盛り込み、社協に対し提言を行なう。 |
| | ③ボランティアの確保とリーダーの養成 | ①役員の人選や人事管理方法の再検討(役員の一般公募・市民推薦制度等の導 |
| | ④行政と社協、地区社協の役割分担が不明確 | 2 |
| | ⑤地域福祉活動計画を策定する | ①地区社協(執務員)を地域の「コミュニティワーカー」と位置づける=相 |
| | | 談・紹介機能を持たせる |
| | | ②事業家的要素=企業的手法を導入した経営体質の改革 |
| | | ②情報公開とITの積極的活用、情報誌発行の検討 |
| | | ②会員倍増運動と財源配分(社協・地区社協)の再検討 |
| | | ②執務室のスペースを補う地域資源の有効活用の検討 |
| | | ③地区社協内にさらに小単位の連絡会を設置する |
| | | ③有償ボランティアの検討 |
| | | ③地区社協から制約のない福祉NPO団体の立ち上げ、連携を図る |
| | | ③福祉推進校制度を充実させるための小・中学校向け「福祉教育の実践プログ |
| | | ラム」の設定 |
| | | ④地区社協を行政の「地方分権」として考え、地域で果たすべき役割を明確化 |
| | | ⑤市の地域福祉計画と連携していく |



| 4 | 1 |
|--|---|
| 「なだ」 | |
| 4 | |
| _ | ١ |
| ť | ١ |
| では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本 | 1 |
| 幸 | 1 |
| T K | d |
| + | |
| . 草 | ĺ |
| ï | , |
| - |) |
| | ֡ |
| H | í |
| | |
| 2 | 1 |
| 筆っな記合 | |
| c | 2 |
| 組 | |

| 第3分科会:安心して暮らせる地域づくり分科会 | づくり分科会 | No. 5 |
|------------------------|-------------------------------|---|
| 107条の3:地域におけ | ナる社会福祉に関する活動への住民の参加の促進=地域住民 | 107条の3:地域における社会福祉に関する活動への住民の参加の促進=地域住民、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等への支援= |
| 検討項目 | 課題・問題点 | 施策・対応策(考え方のポイント) |
| 3:市民組織活動の支援 | ①N P Oやボランティア団体の立ち上げ支援 | ①市民活動サポートセンターの充実・強化 |
| ~組織のネットワーク化と情報の共有 | ②行政と市民組織が協働で事業を行なうために | ①社協・地区社協による団体立ち上げの支援とネットワーク化(団体の登録制 |
| 化~ | | 度の導入)⇒地域福祉連絡会もしくは○○地区福祉推進会議を設置 |
| | | ①②NPO、ボランティア団体…本計画において諸団体の言葉の定義づけを行 |
| | | なう |
| | | ②サービス利用者の参加を含めた協働事業実施のための条件整備 |
| 4:安心と安全のまちづくり | ①急増する地域の公共空間犯罪に対する高齢者を活用し | ①警察・消防・学校等のネットワークづくり=地域セーフティネットの構築 |
| ~防災・防犯体制の充実を目指して~ | た防犯対策 | ①地域パトロール隊、シニア警邏隊による児童の登下校の見守り |
| | ②高齢者・障害者等の災害弱者に対する救援対策 | ②地域の助けを必要とする災害弱者リストの作成と管理・運用制度の検討 |
| | 災害弱者の把握が不十分 | ②自主防災組織の充実強化と町会・自治会を単位とした小グループによる救援 |
| | ③要介護単身者の見守り | システムを検討 |
| | ④虐待等潜在化事象の早期察知 | ②交通不便地域のアクセス確保 |
| | | ③「緊急通報装置」のIT化と普及 |
| | | ④広報活動による実例報告と相談窓口の明確化 |

第3分科会:安心して暮らせる地域づくり分科会

| | ゆ ゆ ゆ の 単 | |
|---------|------------|------------------------|
| 検討項目 | 課題・問題点 | 施策・対応策(考え方のポイント) |
| 1:自殺の防止 | ①中高年の自殺の増加 | ①地域での一般市民を対象とした相談体制の整備 |

No. 6

4 検討委員会

1. メンバー構成

地域福祉の視点から横断的な施策を実施するため、福祉部門だけでなく全 庁的な組織として検討委員会を設置しました。

船橋市地域福祉計画検討委員会委員一覧

| | 部 | 委 | 員 | | 部 | 委 | 員 |
|-------|-----------|--------|----------------|-------|---------|--------|----------|
| | 市長公室 | 広報課長 | | | | ◎福祉サーヒ | この記している。 |
| | 川技公主 | 防災課長 | | | | ○地域福祉課 | 長 |
| | | 企画調整課長 | | 市 | | 高齢者福祉課 | 長 |
| | 企画部 | 総合交通計画 | 可課長 | 長 | 福祉サービス部 | 介護保険課長 | ξ. |
| | | 電子行政推進 | 建課長 | | | 障害福祉課長 | ξ. |
| 市 | | 職員課長 | | 部 | | 生活支援課長 | ξ. |
| 長 | 総務部 | 行政管理課長 | <u></u> | 局 | | 在宅ケアセン | /ター所長 |
| 部 | 小心がつり | 情報政策課長 | <u></u> | 健 | | 健康政策課長 | Ę. |
| 局 | | 職員研修所長 | <u></u> | (健康福祉 | 健康部 | 健康増進課長 | ξ. |
| | 財政部 | 財政課長 | | 恒 | 医液即 | 保健所総務課 | 長 |
| 健康 | 別以印 | 管財課長 | | 局内 | | 医療センター | ·総務課長 |
| (健康福祉 | 市民生活部 | 自治振興課長 | <u></u> | | | 児童家庭課長 | Ž |
| 祉 | | 市民防犯課長 | ₹ | | 子育て支援部 | 保育課長 | |
| 外 | 環境部 | 環境衛生課長 | | | | 児童育成課長 | ξ. |
| | 経済部 | 商工振興課長 | ₹ | +/4 | 管理部 | 総務課長 | |
| | (社)月1013 | 消費生活課長 | <u></u> | 教育 | 学校教育部 | 指導課長 | |
| | 都市計画部 | まちづくり政 | 女策課長 | 教育委員会 | | 社会教育課長 | |
| | | 都市計画課長 | <u>=</u> | 貝会 | 生涯学習部 | 青少年課長 | |
| | 道路部 | 交通安全課長 | <u> </u> | | | 文化課長 | |

◎=委員長 ○=副委員長

2. 議論の経過

検討委員会は、策定委員会のとりまとめた計画案について、「公助」部分を中心に2回の会議を開催するとともに、文書による意見提出を行ないながら関係各課の意見の調整を図りました。

船橋市地域福祉計画検討委員会の経過

○第1回会議 開催日時:平成16年7月24日

主要議題:地域福祉の概念及び地域福祉計画の概要説明

※ 併せて、第2回地域福祉研修会を開催

○第2回会議 開催日時:平成16年10月14日

主要議題:策定委員会案に対する意見提出

5 用語集

| - B | 長春 | 4 7 1 | =>4 |
|-----|----|--------------|-----|
| | 詩 | <u> </u> | 記 |

あ行

アニマルセラピー

動物の持つ「癒し効果」を活用しようとするもので、教育やレクリエーションのための「動物介在活動」と医療行為としての「動物介在療法」に区分される。

生きがい福祉事業団

高齢者の経験や技能を活かし、働く機会を作り、広く社会参加の道と健康の増進に努め、生きがいを高めることを目的に設立された財団。

移送サービス

自らの力で移動の自由が確保できない高齢者や障害者等 に対して、目的の場所まで搬送する福祉サービス。

NPO(エヌピーオー)

民間非営利活動団体(法人)のこと。社会貢献活動を行っている市民団体で営利を目的としない。地域の活性化や地域福祉の向上などに大きな役割を果たすものと期待されている。

エンパワーメント

政治・経済・家庭等のあらゆる場で、自分たちのことは 自分たちで決めて行動できる能力を身につけ、パワー アップすることで、男女共同参画社会の構築に当たって は、特に女性を対象として用いることが多い。

か 行

介助犬

身体の不自由な方の手助けをするために特別なトレーニングを積んだ犬。日常生活における動作(起立やドアの開閉等)の補助をする。身体障害者補助犬と同義語。

(仮称)健康づくり推進 員制度 地域における健康や保健に関するニーズを行政や地域の 諸団体につないでいくほか、健康づくりに必要な情報提 供や啓発活動を担うボランティア制度として想定してい る。保健師による家庭訪問事業をサポートする「健康推 進員」(看護師資格を有する非常勤職員)とは別の制度。

(仮称)地域福祉推進員 制度

民生委員児童委員より小さいエリア(50~100世帯程度)を担当し、地域の福祉ニーズをきめ細かく把握して行政や民生委員児童委員等に適切に繋いでいくボランティアとして想定している。

環境ホルモン

生体の恒常性、生殖、発生あるいは行動に関与する種々の生体内ホルモンの合成、貯蔵、分泌、体内輸送、結合等の諸過程を阻害する性質を持つ外来性の物質のこと。

規制緩和

政府や自治体などが民間の経済活動に定めている許可・ 確認・検査・届け出などの規制を緩和ないし廃止することで、自由な経済活動の活性化を図ること。

寄付文化

一人ひとりの生活の中に寄付をする行為が自然に溶け込んでいて、寄付によって様々な市民活動が支えられる社会的な風土。

協働

市民(地域住民)と行政が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

共同募金

社会福祉法第112条に規定される募金で、赤い羽根をシンボルにしている。

グループリビング

戸建てや集合住宅等、様々なスタイルで気の合う高齢者 同士が、互いの身体機能の低下を助け合いながら生活し ようとするもので、現代の長屋生活とも言える共同生活 の形態。

グローバリゼーション

経済などのシステムが国を超えて世界的なものになる動き。

ケア・バイ・ザ・コミュ ニティ 1973年にイギリスのM. ベイリーが提起した地域コミュニティの1形態で、地域の力によって様々な支援が行われる環境にあるコミュニティを表す。

ケアマネジャー

介護保険の給付を必要とする人に対して、多数の給付メニューの中から最適な介護プランを設計する人。

軽費サロン

お茶代程度の実費で地域の高齢者等が自由に集える「しゃべり場」的な空間。市内でも喫茶店やファミリーレストランの一部を定期的に借り上げてサロン事業を実施している地域も出始めている。

刑法犯罪認知件数

警察において発生を認知した事件の件数。

ゲストティーチャー

普段の授業では学ぶことのできない様々な内容の授業を 行ってもらうため、地域の有識者等を先生として招くこ とで、主に総合学習の時間等に多くの学校で実施されて いる。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、1人の女性が生涯の中で産む子どもの数の平均を表した指標。

構造改革特区

平成14年に施行された「構造改革特別区域法」に基づき、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域での構造改革を進めて地域経済の活性化を図り、さらにその成果を検証することにより全国的な規制改革につなげて日本経済の活性化を図る制度。

交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。特に、駅やその周辺の施設を重点整備地区とし、公共交通事業者にはエレベーターやエスカレーター、誘導ブロックなどの設置を義務づけ、市町村が作成する基本構想に基づいた周辺施設の設備や歩道の拡幅・段差の解消などを目指す。(H12.11施行)

高度経済成長

| 日本経済が飛躍的に成長を遂げた1950年代半ばから1970

さ行

ター

災害ボランティアセン

在宅介護支援センター

用語解説年代初頭までの経済成長を指す。デンマークで13年前から始まった制度で、高齢者のこと

は高齢者自身が研究・検討し、解決を図っていこうとする60歳以上の地域住民による高齢者問題専門の委員会。 心のバリアフリー 高齢者や障害者が生活していく上で障害となる、人々の

心のバリアフリー 高齢者や障害者が生活していく上で障害となる、人々の 心の中の誤った知識や情報、差別意識等を改め取り除くこと。

子どもの権利条約 「児童の権利に関する条約」の通称。18歳未満の子どもを 保護の対象としてのみならず、権利の主体としてとら え、具体的な権利内容を総合的に規定した条約。(日本 は平成6年に承認・発効)

コミュニティ 住民が共同体意識を持って、生活を営む一定の地域及び 近隣社会のこと。

コミュニティビジネス 地域の労働力(人)、風土、原材料、ノウハウ、技術、文化、産業などの資源を活かし「コミュニティの活性化」「コミュニティ意識の高揚」「地域が抱える問題の解決」等を目的に、地域住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、やがてビジネスとして成立させていく事業活動で、グループホームの運営や在宅サービスといった福祉関連業務だけでなく、環境、教育、文化等、幅広

コミュニティワーク 地域社会やコミュニティを診断し、住民を組織化して課題や情報を共有するとともに、関係機関や団体などと調整を図り、社会資源の活用や開発を目指す計画を立案するといった課程を重視しながら問題を解決していく専門技術。

い分野で様々な事業が行われている。

コレクティブハウジン 集合住宅等を共同で購入(賃貸)し、台所やリビングなどを共有スペースとして居住者が交流しながら暮らす共同生活の形態で、高齢者だけでなく共働きや単身で子育

てをしている人等にも適している サービス産業 第 1 次産業 (農林水産業等) にも第 2 次産業 (製造業、

| 第1次産業(農林水産業等)にも第2次産業(製造業、 | 建設業、工業)にも分類されない第3次産業と同義で、 | 物ではなくサービスの提供による経済活動を行う産業の | こと。

災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う。行政が設置するケースの他、社会福祉協議会が設置するケースもある。

身近なところで専門家による介護の相談・指導が受けられ、市町村の窓口に行かなくても必要なサービスが受けられるよう調整する機能を持つ介護保険施設で、ケアマネージャーによるケアプランの作成も行う。

用語説解

在宅ホスピス

病院でなく自宅で可能な限り生きていこうという末期癌 患者などの意志を尊重し、在宅でホスピスと同様のケア をすること。

サラリーマン世帯の多 い船橋市 平成12年の国勢調査によれば280,586人の就業者のうち253,575人が被雇用者となっており、その割合は90.4%となっている。

産学の連携

産業界(企業)と学界(大学等の高度な教育機関)が連携することにより、共同研究や研究成果の事業化等を行うこと。平成10年の大学技術移転促進法により各大学に「技術移転機関」(TLO)の設置が進められている。

ジェンダー

「男は仕事」「女は家庭」等の社会的・文化的に形成された性差のことで、考え方や行動、生き方を性別によって制約し、画一化するように作用する。

支援費制度

障害者自らが福祉サービスを選択し、それを提供する事業者・施設と契約を結びサービスを利用する制度。

自主防災組織

大災害時に備えて、地域住民が自主的に集まり活動する 防災組織のこと。

児童ホーム

18歳未満の児童を対象とした、自由遊び・創作遊び・体育遊びができる施設。市内に19館を設置。

シニア実業大学

生き甲斐や社会への貢献、豊富な経験を基にした効率や 利益優先ではない60歳以降の新しい仕事の仕方や在り方 を学ぶ場。

市民5,000人を対象と したアンケート調査 23地区コミュニティ毎に年齢別に対象者を無作為抽出し、平成15年3月に実施した。(回収率30.1%)

市民活動サポートセン ター 福祉や文化、環境や国際交流など様々な分野で活動するボランティア団体やNPO(非営利組織)を支援するために、JR船橋駅南口再開発ビルに開設した施設で、打ち合わせや会報づくり等ができるスペースのほか、活動内容の発信・情報提供なども行うことができる。

社会福祉基礎構造改革

昭和26年の社会福祉事業法制定以来、大きな改正のない「社会福祉事業」「社会福祉法人」「措置制度」等の社会福祉の共通基盤制度について、生活水準の向上や少子・高齢化の進展といった社会的な変化に対応するため抜本的な見直しをおこなうこと。

社会福祉法

社会福祉事業法(昭和26年制定)を平成12年に改正・改題した法律。福祉サービス利用者の利益保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の発達を目的とする。

終末期医療

「ターミナルケア」と同義語。治癒の可能性のない末期患者に対する身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療。延命よりも身体的な苦痛や死への恐怖をやわらげることを重視する。

用 解 語 行政の意志決定過程に住民が加わることで、特に、地方 住民参加 自治体への参加を指して使われる。 職務上知ることのできた秘密を守る義務。公務員及び医 守秘義務 師・弁護士のほか制度ボランティアもこの義務を負う。 生まれてくる子どもの数が減少し、高齢者の数が増える 少子•高齢化 ことで、この傾向が進行すると高齢者の介護や年金の負 担に若年層の力が向けられ、国としての活力が無くなる 危険性をはらんでいる。 望ましい食生活をおくるために必要となる5つの能力 食育 (食べ物を選択する能力、料理する能力、味がわかる能 力、食べ物の育ちを感じる能力、元気な体がわかる能力) を子どもの時から身につけさせるための教育。 身体障害者補助犬法 身体障害者の自立と社会参加を促進するための法律で、 公共施設や公共交通機関に補助犬を同伴できるような措 置を講ずることなどを定めている。(H11.5 施行) 個々の従業員の成果を評価し、その評価に基づいて賃金 成果主義 を決定するシステムで、従業員の自発的な能力開発や業 務の効率化を目的としている。 労働市場にあらわれる可能性を持つ、15歳から64歳まで 生産年齢人口 の人口。 制度ボランティア 民生委員児童委員、主任児童委員、保護司等、厚生労働 大臣や法務大臣などから委嘱を受けた民間のボランティ アで、地域住民からの相談に対応したり行政機関との連 絡調整を担っている。 成年後見制度 民法に規定された判断能力の不十分な痴呆性高齢者や知 的障害・精神障害のある成年者の財産管理や身上監護を 支援する制度で、平成11年の民法改正により導入され た。 政令市 政令指定都市のこと。人口50万人以上で、政令によって 指定された都市。市民生活と直結した事務や権限が都道 府県から委譲され、また、行政区を設けられるなど、普 通の都市とは異なった取り扱いが認められている。 世代間交流 各世代が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や 技術を出し合いながら交流することによって、自分自身 の向上と地域コミュニティの再構築を図ること。 前期高齢者 65歳以上75歳未満の高齢者を指す。 全数調查 市が実施した「ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯のみの 世帯の状況把握調査 のこと。約650名の民生委員児童委

実施した。

員の協力を得て、市内31,768人の該当者に対して、健康 状態や生活状況について家庭訪問による聞き取り調査を

解 用

総合学習

小学校3年生以上に設けられ、各学校が創意工夫を生か して特色ある教育活動や従来の教科をまたがるような課 題に関する学習を行える時間で、これによりボランティ ア活動などの体験的な学習や地域の人の参加による学習 が実施可能となる。

SOHO(ソーホー)

スモール・オフィス、ホーム・オフィスの頭文字をつな げた略称で、独立した小規模事業及び個人事業等、小さ なオフィスや在宅でおこなう仕事を指す。インターネッ トなどを積極的に活用することにより「時間と場所に制 限されない新しい働き方」とされている。

措置による福祉

行政の権限で、サービスの受け手に対して、サービス提 供業者を特定し、サービスの内容を決定する方法。

た行

第三者委員制度

サービス事業者が、苦情解決までの経過の公表等を通じ てサービスの質の向上を図りながら苦情の解決に向けて 公正・公平に対応する委員を選任する制度。

第三者評価制度

サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体 制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結 果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者 選択の目安とするための制度。

男女共同参画社会基本 法

男女共同参画社会の基本理念及び、国、地方自治体、国 民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事 項を定め、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に 推進することを目的とする法律。(H11.6施行)

地域コーディネーター

公的な制度や地域の人的・物的な資源について幅広い知 識を有し、個人、組織、制度等をコーディネートして地 域の中で様々な課題の解決にあたる人。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の活動方針や将来に渡る事業内容等を定 める計画で、本市の場合、支部となる地区社会福祉協議 会の活動計画を包含する。

地域福祉活動助成金制

「福祉と緑の都市宣言」の記念事業である福祉基金の果実 を活用し、福祉の推進を目的とする事業を行う民間団体 に対する助成を行い、地域福祉の増進を図る制度。

地域福祉権利擁護事業

判断能力に不安があるため、適切な福祉サービスを受け ることができない人のために、福祉サービスの利用手続 きや日常的な金銭管理の援助などを行い、地域で自立し た生活が送れるよう支援する事業で、社会福祉福祉協議 会内に「ふなばし高齢者等権利擁護センター(パレット)」 が設置されている。

地域福祉支援計画

社会福祉法第108条に規定される行政計画で、市町村の 地域福祉計画の支援を目的に都道府県が策定する。

地域リハビリテーション 医療や保健、福祉及び生活支援に関わる人々や機関・組

人口30万人以上で面積100平方キロメートル(50万人以上の市は面積要件なし)を満たす政令指定都市以外の比較的大きな市の事務権限を強化し、地域行政の充実を図ることを目的に指定された都市。

織が本人の自立を支援する立場から協力しあって行う活動で、専門的なケアサービスのみでなく、地域住民も含めた総合的な支援がなされるものと定義されている。

23地区コミュニティに設置されている地域型在宅介護支援センターを中心に、市の保健師や地区社協、民生児童

委員等で組織され、地域ケアに関する情報交換を行うと ともに、要援護となるおそれのある高齢者に対するサー

特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4種の工業所有

ビスの総合調整を行うための仕組み。

聴覚障害者と生活を共にし、耳代わりとなって生活に必要な音をユーザーに伝える訓練を受けた犬。

デフレーションの略で、財やサービスの価格が断続的に 下落する経済的な現象。

ナノテクノロジー

用

チーム

知的財産権

中核市

聴導犬

デフレ

語

地区高齢者地域ケア

原子や分子の配列を100万分の1ミリ単位の大きさで制御する技術。

は ハートビル法 行

バリアフリー

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称で、多数の者が利用する建築物等を建築する者に対し、高齢者や障害者が円滑に利用できる措置を講じることを義務あるいは努力義務として課する法律。(H15.4 施行)

バイオテクノロジー 植物や動物の細胞や遺伝子を操作する技術。

解

パブリックコメント 行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し広 く国民に意見を求めることで、提出された意見を考慮し て最終的な意志決定を行う。

高齢者や障害者の生活行動に障害となるものを排除した環境のこと。

資料編

解 用 福祉サービス利用者が、契約を行う際に必要となる事業 評価情報 者の経営状況やサービスの質等に関する情報 福祉タクシー制度 要介護の方及び心身に一定の障害を持つ方に対して、タ クシーの利用料金を助成する制度。 生きがいと温もりに満ちた緑豊かなまちづくりを目指し 福祉と緑の都市宣言 て平成4年9月14日に実施した。 「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円 船橋市移動円滑化基本 構想 滑化の促進に関する法律」に基づき、市全体の交通バリ アフリーに対する考え方を示す構想。(H14年度策定) 船橋市商工業振興ビ 本市の商工業振興の指針として、基本的な考え方や将来 像等を示すビジョン。(H14年度策定) ジョン 市の消費者サービス機関。消費者からの苦情処理や講習 船橋市消費生活セン ター 会などの啓発活動、消費生活情報の収集・提供、商品テ ストなどの消費者保護施策を行う。 市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業 船橋市総合計画 を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基 本構想・基本計画から構成されている。 市の施策や事業 は、全て総合計画に基づいて進められている。 男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、企業が一 船橋市男女共同参画計 画 体となって行う施策の基本方針と事業の方向性を示す計 画。(H13年度策定) 長期的な視点に立った都市計画の指針として、まちづく 船橋市都市計画マス タープラン りの将来ビジョンや地域別のあるべき姿等を定める計画 (H13年度策定) 市民と行政の協力により高齢者や障害者をはじめとする 船橋市福祉のまちづく 全ての人が住みよく、行動しやすい生活環境づくりを進 り環境整備指針 めるための指針(H7年度策定) 大都市圏に通勤するサラリーマンが居住する周辺地域を ベッドタウン 指す言葉。 船橋市社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボラ ボランティアセンター ンティアを希望する方を登録し、ボランティアを必要と

見守り活動

ホスピス

常時の支援は必要ではないが、虚弱な高齢者等について 訪問等を通して、生活異変を早期に発見する活動のこ と。

終末期を迎えた患者に対して、身体的・精神的な苦痛を

緩和することを目的に、医療的・精神的・社会的な援助

する方とのコーディネートを行っている。

を行う施設。

用 語 解 説

民生委員児童委員

地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らしの高齢者や障害者等への訪問・相談等、住民が安心して暮らせるよう支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた制度ボランティア。

メインバンク制

企業毎に融資等の支援を受ける銀行が決まっていることで、安定的な資金の供給や株式の持ち合いによる経営の安定化等のメリットがある。

盲導犬

視覚障害者を安全・快適に誘導する訓練を受けた犬。

う 有償ボランティア 行

少額の報酬を伴うボランティア活動のことで、地域通貨 や時間預託等とともに普及してきているが、報酬を伴う 市民活動は、ボランティア活動ではないとする意見もあ る。

有料老人ホーム

民間の事業者が運営する食事や介護、医療等の各種サービス機能が付属した高齢者用の居住施設。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体の状況等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービス等を設計段階からデザインすること。

ら行

リストラ

リストラクチャリングの略で、本来は組織や仕組み等の 再構築を意味するが、転じて企業等の人員削減を指して 使われることが多い。

リプロダクティブヘル ス/ライツ リプロダクティブへルスは、ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、 リプロダクティブライツは、それを全ての人の基本的人 権として位置づけようとする理論。

労働力人口

満15歳以上の生産年齢人口のうち所得を得るために労働している者(就業者数)と、休業中の就業者、そして労働をしたいと希望しながら仕事についていない者(完全失業者数)の総数。

わ行

ワークシェアリング

雇用機会、労働時間、賃金の3要素を組み合わせて変化させることによって一定の雇用量をより多くの労働者の間で分かち合うこと。

ワンストップサービス

複数箇所または複数回にわたって行政機関を訪れることが必要な相談・届け出等について、1カ所または1回の訪問で各種サービスの提供を可能にすること。

1(ワン)%クラブ

平成2年に日本経済団体連合会が設立した組織で、経常 利益の1%以上(法人会員)、可処分所得の1%以上(個 人会員)を社会貢献活動に拠出する企業や個人の支援を 目的としている。